

(案)

村上市地域防災計画 (風水害等対策編)

村上市防災会議

目 次

村上市地域防災計画（風水害等対策編）

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨等	1
第2節	住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第3節	村上市の自然的、社会的条件	2
第4節	村上市の既往の主な風水害等	3

第2章 災害予防

第1節	防災教育計画	5
第2節	防災訓練計画	5
第3節	自主防災組織育成計画	5
第4節	防災都市計画	5
第5節	集落孤立対策計画	5
第6節	建築物等灾害予防計画	5
第7節	気象等防災観測体制の整備	6
第8節	道路・橋梁・トンネル等の風水害対策	7
第9節	港湾・漁港施設の風水害対策	7
第10節	鉄道事業者の風水害対策	7
第11節	土砂災害予防計画	8
第12節	河川・海岸災害予防計画	12
第13節	農地・農業用施設等の災害予防計画	14
第14節	防災通信施設の整備と風水害対策	14
第15節	放送事業者の風水害対策	14
第16節	電気通信事業者の風水害対策	14
第17節	電力供給事業者の風水害対策	14
第18節	ガス事業者等の風水害対策	14
第19節	上水道の風水害対策	15
第20節	下水道等の風水害対策	15
第21節	危険物等施設の風水害対策	15
第22節	火災予防計画	15
第23節	水防管理団体の体制整備	16
第24節	廃棄物処理体制の整備	19
第25節	救急・救助体制の整備	19
第26節	医療救護体制の整備	19
第27節	避難体制の整備	19
第28節	要配慮者の安全確保計画	19
第29節	食料・生活必需品等の確保計画	19
第30節	学校の風水害対策	19
第31節	文化財の風水害対策	19
第32節	ボランティアの受入体制の整備	20
第33節	事業所等の事業継続	20
第34節	行政機関等の業務継続計画	20

第3章 災害応急対策計画

災害応急対策タイムスケジュール	21
第1節 災害対策本部等の組織・運営計画	28
第2節 風水害等配備体制	29

第3節	防災関係機関の相互協力体制	32
第4節	気象情報等伝達計画	33
第5節	洪水予報・水防警報伝達計画	40
第6節	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画	46
第7節	災害時の通信確保	49
第8節	被災状況等収集・伝達計画	50
第9節	広報計画	51
第10節	住民等避難計画	52
第11節	避難所運営計画	57
第12節	避難所外避難者の支援計画	59
第13節	自衛隊の災害派遣計画	59
第14節	輸送計画	59
第15節	警備・保安及び交通規制計画	60
第16節	海上における災害応急対策	60
第17節	消防活動計画	60
第18節	水防活動計画	61
第19節	救急・救助活動計画	66
第20節	医療救護活動計画	66
第21節	防疫及び保健衛生計画	66
第22節	こころのケア対策	66
第23節	児童生徒等に対するこころのケア対策	66
第24節	廃棄物の処理計画	66
第25節	トイレ対策	66
第26節	入浴対策	66
第27節	食料・生活必需品等供給計画	67
第28節	要配慮者の応急対策	67
第29節	学校等における応急対策	68
第30節	文化財応急対策	71
第31節	障害物の処理計画	71
第32節	遺体等の搜索・処理・埋葬計画	71
第33節	愛玩動物の保護対策	71
第34節	災害時の放送	71
第35節	公衆通信の確保	71
第36節	電力供給応急対策	71
第37節	ガスの安全、供給対策	71
第38節	給水・上水道施設応急対策	72
第39節	下水道等施設応急対策	72
第40節	危険物等施設応急対策	72
第41節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	72
第42節	港湾・漁港施設の応急対策	72
第43節	鉄道事業者の応急対策	73
第44節	土砂災害・斜面災害応急対策	74
第45節	河川・海岸施設の応急対策	74
第46節	農地・農業用施設等の応急対策	75
第47節	農林水産業応急対策	77
第48節	商工業応急対策	77
第49節	応急住宅対策	77
第50節	ボランティアの受入計画	77
第51節	義援金の受入れ・配分計画	77
第52節	義援物資対策	77
第53節	災害救助法による救助	77

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	民生安定化対策計画	79
第2節	融資、貸付その他資金等による支援計画	79
第3節	公共施設等災害復旧計画	79
第4節	災害復興計画	79

作成 平成22年 3月
修正 平成26年 2月
修正 平成28年 10月
修正 令和4年 3月

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民等の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、村上市防災会議が策定する「村上市地域防災計画」のうち、本市地域における風水害（土砂災害を含む。以下同じ。）の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

「村上市地域防災計画」は、この「風水害等対策編」並びに別冊の「震災対策編」「津波災害対策編」「個別災害対策編」「資料編」及び「水防計画編」で構成する。

なお、複合災害に対応するため、大規模地震に対応した「震災対策編」を「村上市地域防災計画」の基本となる編として位置づけ、風水害等、津波及び個別災害対策においても実施すべき重複事項を集約・網羅することで一元的に把握し、対策を講じるものとし、その他の災害特有の事項、各種資料及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画については、「風水害等対策編」「津波災害対策編」「個別災害対策編」「資料編」及び「水防計画編」にそれぞれ掲載する。

また、この計画に定めのない事項は「新潟県地域防災計画」に準ずるものとする。

3 関連計画との連携

この計画は、過去における大規模な地震等による災害の経験を礎に、本市の自然条件、社会条件等を踏まえ、市における防災に関する計画を定めるものである。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「村上市国土強靭化地域計画」等、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が作成する実施計画等により具体化を図るが、法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

なお、この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに、法第42条第5項の規定により、その要旨を公表する。

5 計画の習熟等

市及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧対策の推進体制を整えるものとする。

6 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

市及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

市及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができるない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

(4) その他

本編に定めのない複合災害時の対策は、「震災対策編」の定めることによる。

7 用語の定義

用語の定義については、震災対策編第1章第1節「計画作成の趣旨等」の「6 用語の定義」を準用する。

第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第2節「住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3節 村上市の自然的、社会的条件

震災対策編第1章第3節「村上市の自然的、社会的条件」を準用する。

第4節 村上市の既往の主な風水害等

1 風水害

本地域では、荒川、三面川、大川とその支流等が梅雨時や台風に伴う大雨によって氾濫し、水害をもたらしている。特に昭和42年8月28日の羽越水害では、寒冷前線の停滞により、下越地方を中心の大雨となり、28日の日雨量は村上で283mm、中条（現胎内市）では473mmに達した。神林地域でも、28日午前4時から29日午前7時までに358mmを記録（以後は雨量計水没のため観測不能）、時間最大雨量も、28日24時から29日1時までの間に43mmを記録した。

このため一級河川荒川をはじめ中小河川が次々に増水し、荒川が破堤したことで市内全域にわたり大きな被害が発生した。また、山崩れ等による被害も多く発生し、そのため災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた。

【昭和42年 羽越水害の被害概要】

	村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	計
死者・行方不明		1	17	1		19
重軽傷者	1	44	100	2		147
住家全壊・流出		225	108			333
半壊	3	308	423			734
床上浸水	217	907	936	24	24	2,108
床下浸水	761	497	430	191	99	1,978

（注）その他の主な過去の災害は資料編に記載

2 雪害

昭和59年の豪雪では、旧村上市では積雪1.5mにも達し、住宅及び公共施設の破損、住宅の孤立等が発生した。

具体的な被害としては住家一部破損6棟、非住家被害15棟、負傷者5人。このほか、積雪による公共施設の破損などが発生した。雪害対策本部（本部長：市長）を2月6日に設置し、5月31日まで急患救助、住宅の雪下ろしの援助（生活保護世帯）、雪崩防止措置、農産物減産防止対策等の活動を実施した。積雪量は1月下旬には約150cmに達した。

近年では、2006年（平成18年）には記録的大雪となり、山沿いでは最大積雪深235cmが記録された。

第2章 災害予防

第1節 防災教育計画

震災対策編第2章第1節「防災教育計画」を準用する。

第2節 防災訓練計画

震災対策編第2章第2節「防災訓練計画」を準用する。

第3節 自主防災組織育成計画

震災対策編第2章第3節「自主防災組織育成計画」を準用する。

第4節 防災都市計画

震災対策編第2章第4節「都市防災計画」を準用する。

第5節 集落孤立対策計画

震災対策編第2章第5節「集落孤立対策計画」を準用する。

第6節 建築物等災害予防計画

震災対策編第2章第7節「建築物等災害予防計画」を準用する。

第7節 気象等防災観測体制の整備

担当：総務課

1 計画の方針

- (1) 新潟地方気象台は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握及び防災気象情報の質的向上を図り、適時・適切に提供するために、観測・監視体制の強化を図る。あわせて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図る。
- (2) その他の防災関係機関は、気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに相互の通報連絡体制等を整備する。

2 市の観測体制

市は、庁舎、消防署、学校等において気温、湿度、雨量、降雪量、積雪深等を毎日観測している。積雪期間中は、県の指定した観測地点の降雪量及び積雪深を毎朝県危機対策課に報告しており、さらに、県から新潟地方気象台にデータが提供されている。

3 今後の観測体制整備の方向

市は、県及び他の防災関係機関と連携の下、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。

また、一般住民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第8節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策

震災対策編第2章第8節「道路・橋梁・トンネル等の災害対策」を準用する。

第9節 港湾・漁港施設の風水害対策

震災対策編第2章第9節「港湾・漁港施設の災害対策」を準用する。

第10節 鉄道事業者の風水害対策

震災対策編第2章第10節「鉄道事業者の災害対策」を準用する。

第11節 土砂災害予防計画

担当：農林水産課、建設課

1 計画の方針

(1) 基本方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。本市においても山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が極めて多く存在するため、県及び防災官憲機関と連携の下、土砂災害予防対策を推進する。

(2) 各主体の責務

ア 住民は、「自らの命は自らが守る」という意識の下、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、関係機関に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

イ 市は、住民へ土砂災害警戒区域等や災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

ウ 県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

あわせて、土砂災害警戒区域等を調査・把握し、中山間地域や、都市機能や生産活動の麻痺など、社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するため、災害防止事業の実施を加速するとともに、

施設能力を超える現象が発生しても被害を最小化するよう対策を実施する。

さらに、市及び住民への土砂災害警戒情報等の提供及び土砂災害ハザードマップ作成支援等、ソフト対策を実施する。

エ 施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により適切な維持管理を行い、本来施設が持つ能力を十分發揮させるよう努める。あわせて、定期的な点検を適切に実施できる体制の継続的な確保に努める。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するに当たっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 県は、平時から避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理

者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を行う。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を策定するに当たっては、市と連携して積極的に支援を行う。

また、上記避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

あわせて、要配慮者利用施設の安全確保を目的とする砂防施設の整備を速やかに実施する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

住民は、「自らの命は自らが守る」という意識の下、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県、消防・警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。さらに、土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、自主避難等、避難行動ができるように努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

また、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画を策定し、それに基づき、避難訓練を実施する。

3 市の役割

(1) 危険箇所の調査・住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

災害発生時に地すべり、がけ崩れ等により人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある危険箇所について、県等関係機関の協力を得て、調査の実施や資料の提供を受けて公表するものとし、危険度の高いところから砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）等に基づく区域指定を促進する。

なお、危険箇所は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり、もろくなったりしている場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。特に、長雨の続くときは土砂災害が頻発した事例が多いため、市及び県等関係機関は監視を強める。

また、土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知するとともに、また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 災害防止施設の整備、応急対策用資機材の備蓄

県と連携の下、調査の結果判明した危険箇所について施設整備計画を策定し、人家及び公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を行い、土砂災害の防止及び軽減に努めるとともに、風水害等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅等の安全立地

ア 安全立地のための指導

住宅等に係る確認申請があった際には、当該建築物が災害危険区域等における建築物に該当するかを確認し、該当するときには申請者に知らせるとともに、必要な対策を講じるよう申請者及び設計者を指導する。

イ 住宅等の移転の促進

人命、財産等を土砂災害から保護するため、危険箇所における災害予防及び住居移転等の必要性について普及・啓発に努めるとともに、防災対策事業又は危険住居の移転事業等を活用し、災害危険区域内又はがけ地に近接する住宅の移転を促進する。

(4) 避難指示等の発令基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(5) 警戒体制の確立

危険区域に対する現状観測、防止施設の管理、パトロールなどを県と連携して実施するとともに、異常降雨等により地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の兆候が見受けられるときは、災害の発生に備えて危険箇所の巡回警戒を行うものとし、危険箇所ごとに消防団員その他の警戒要員を配置する。

(6) 避難体制の確立

巡回警戒において危険な状況が発見されたとき又は予測されるときは、その状況に応じて、地盤災害等によって直接被害を受けるおそれのある住民等に対し、避難の指示を行うなど、生命又は身体を災害から保護するための避難措置を講じる。

(7) 情報伝達体制の整備

ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線（戸別受信機含む。）等の整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断に当たり活用するよう努める。

(8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 当該警戒区域ごとに以下の事項を市地域防災計画に記載する。

(ア) 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(イ) 警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地

(ウ) 上記当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達に関する事項

(エ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

イ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警

戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ウ 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布する。

この際、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

あわせて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

(9) 高齢者の避難行動に対する理解の促進

国と連携し、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

第12節 河川・海岸災害予防計画

担当：総務課、建設課、農林水産課、上下水道課

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民は、「自らの命は自ら守る」という意識のもと、平時から洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

イ 市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法（昭和39年法律第167号）の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う（準用河川、普通河川）。

ウ 国及び県は、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波等による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法（昭和31年法律第101号）、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く發揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

さらに県は、人口・資産が集中する低平地や県土の多くを占める中山間地、都市機能や生産活動の麻痺など社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するための河川改修等の整備を加速させるとともに、施設だけでは防ぎきれない事象に対しては、住民の主体的な避難行動につながる住民目線のソフト対策の充実を図る。

エ 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、県内市町村、河川管理者等の防災関係機関に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、浸水想定区域内の地下街等や要配慮者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 国及び県は、洪水予報、避難判断水位到達情報について、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したときは、市へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、一般住民へ周知する体制を整備する。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 積雪地域での対応

河道内の堆雪により融雪時の溢水被害の発生のおそれある河川については、事前に河川除雪を行うものとする。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民・企業等の役割

住民・企業等は、平時から堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県、消防・警察機関へ連

絡する。また、洪水ハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所について、確認しておく。

市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成するなど、警戒避難体制の整備を図る。

(2) 地域の役割

住民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波を想定した避難訓練等の実施に努め、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波時において、消防団等からの要請により、水防活動に従事する。

3 市の役割

(1) 洪水への防災対策

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

イ 河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

(2) 減災対策

ア 水防体制の整備

(ア) 市は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有するこ
とから、市域における水防計画を策定し、水防組織を整備する。

(イ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の
安全の確保、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。

イ 地下街等及び要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は
要配慮者が利用する施設及び自衛水防組織を設置した大規模工場については、当該施設利用者
等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の
伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的
に確認するよう努める。

ウ 警戒避難体制の整備

(ア) 洪水ハザードマップ等により避難路・指定緊急避難場所・指定避難所を住民に周知する
とともに、住民の避難のための連絡体制の確保をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する。

(イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線（戸別受信機を含む。）を整備するなど情報伝達体
制を確保する。

エ 住民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップ等の活用方法等について広報し、住民の防災意識
の向上を図るとともに地下街等、要配慮者利用施設等などを含む避難訓練を実施する。

第13節 農地・農業用施設等の災害予防計画

震災対策編第2章第13節「農地・農業用施設等の災害対策」を準用する。

第14節 防災通信施設の整備と風水害対策

震災対策編第2章第14節「防災通信施設の整備と災害対策」を準用する。

第15節 放送事業者の風水害対策

担当：総務課

放送は、風水害発生時において、気象警報や避難に関する情報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民のとるべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送施設の浸水、落雷、強風対策等の推進と防災体制の確立を図る。

また、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

第16節 電気通信事業者の風水害対策

震災対策編第2章第16節「電気通信事業者の災害対策」を準用する。

第17節 電力供給事業者の風水害対策

震災対策編第2章第17節「電力供給事業者の災害対策」を準用する。

第18節 ガス事業者等の風水害対策

震災対策編第2章第18節「ガス事業者等の災害対策」を準用する。

第19節 上水道の風水害対策

震災対策編第2章第19節「上水道の災害対策」を準用する。

第20節 下水道等の風水害対策

震災対策編第2章第20節「下水道等の災害対策」を準用する。

第21節 危険物等施設の風水害対策

震災対策編第2章第21節「危険物等施設の災害対策」を準用する。

第22節 火災予防計画

震災対策編第2章第22節「火災予防計画」を準用する。

第23節 水防管理団体の体制整備

担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市（水防管理団体）は、当該区域における水防を十分に果たすため、水防計画（地域防災計画水防計画編で定める。以下同じ。）の策定や組織体制の構築等を図る。

イ 県は、県内地域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう水防計画の策定や重要水防箇所の見直し等を行い、関係機関へ周知する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者利用施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報や水防警報等の伝達体制の整備を図る。

(3) 積雪地域での対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備しておく。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

ア 日頃から、「自らの命は自らが守る」意識の下、自分の住んでいる地域の浸水履歴及び浸水の可能性やとるべき避難行動等について認識を深める。

イ 風水害時、水防管理者、消防団長又は消防機関の長からやむを得ず水防の協力要請があった場合は、水防に従事すること。

(2) 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。

また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動すること。

(3) 企業・事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、（一社）新潟県建設業協会は、日頃から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

(4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、市地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

3 市の役割

(1) 水防計画の策定

水防管理者は、県水防計画に応じて当該区域における水防計画を策定し、水防組織を整備する。

(2) 水防協力団体の指定

水防管理者は、公益法人又は特定非営利活動法人等で水防活動への協力等の業務を行うこと

ができると認められるものを水防協力団体として指定することができる。

(3) 水防組織（消防団）の育成強化

ア 水防管理者は、平時から水防に係る消防団への研修や訓練の計画を定め、水防組織の充実と習熟に努める。

イ 水防管理者は、自主防災組織のリーダーに対する研修や訓練を定期的に実施して、自主防災組織の強化に努める。

ウ 水防管理団体は、毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。

(4) 水防施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる防災施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

(5) 地下空間の浸水被害軽減

地下空間における浸水被害軽減のため地下施設管理者と連携した情報伝達及び避難体制の整備を図る。

(6) 災害発生時の処置

水防管理団体は、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

なお、危険が伴う場合は、水防活動に充実する者の安全の確保を図る。

(7) 予想される水災の危機の周知等

洪水予報河川等に指定されない河川のうち、市長が必要と認める河川について、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知する。

4 異常降雨に対する災害予防

水害の予防は、治山・治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川管理の強化及び水防体制の充実強化等様々な分野の対策によりその効果が期待されるものであるが、異常降雨に対しては、次により当面の水害予防措置を講じるほか、「水防計画編」の定めるところにより必要な予防措置及び警戒措置をとる。

(1) 重要水防箇所の監視体制等

ア 重要水防箇所の監視

市長は、異常降雨時には重要水防箇所の巡回を行うとともに、消防団員を適切に配置し、水害の予防に努める。

また、異常降雨により山崩れ等の土砂災害等が予想される箇所には、災害発生に備えてあらかじめ指定した危険箇所の巡回警戒を行う。

イ ダム管理者の市長への連絡

ダム管理者は、ダムの水位が上がり放流する場合、ダムの操作規程に定めるところにより市長に連絡しなければならない。それを受けた市長は、警戒等の必要な体制を整える。

(2) 河川等の構造物等の点検及び操作訓練

ア 河川構造物等の点検

市及び県は、異常降雨等による水害に備え、河川の水門及び排水ポンプの定期点検を行うとともに、操作訓練を行う。

イ 農業用排水路工作物の点検

用排水路工作物の点検については、県営事業施行中の区間は村上地域振興局農林振興部が、

その他のものは土地改良区等の管理団体がそれぞれ実施し、必要な予防措置を講じる。

(3) 水防資機材の点検配備

市長は、普段から水防倉庫内格納機材の点検を行う。

また、出水状況等に応じて、直ちに水防作業に便利な位置に水防資機材を配備できる体制を整える。

5 台風に対する災害予防

台風は、進路、規模によってもたらす被害は様々であるが、その進路等により予想される気象状況を早期に把握し、臨機対応の措置を講じる。

(1) 台風が日本海を新潟県に接近して北東に進む場合

フェーン現象に伴う大火災の防止並びに強風による被害の防止に重点を置き、次の措置を講じる。

ア 火災予防措置

本章第22節「火災予防計画」に準ずる。

イ 家屋その他建築物の倒壊防止緊急措置の徹底

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの家屋等の管理者が行うものとし、状況に応じて市は、家屋等の管理者に対して次の措置の徹底を図る。

(ア) はざれやすい戸や窓、弱った壁等には筋交い、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行うこと。

(イ) 屋根の補強として、棟木、母屋、梁をかすがいで止め、トタンはたる木に打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上部で結束する。

(ウ) 建築物周辺の倒れるおそれのある立木は枝おろしをする。

市長は、以上の緊急措置の徹底が困難であるか、又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊迫事態に際しては、当該家屋等の管理者に対して避難指示等を発令し、あらかじめ定めた避難所に収容する。

(2) 台風が新潟県の南方を北東に進む場合

強雨に伴う洪水による被害の防止に重点を置いて災害予防措置を講じるものとし、措置内容は、前記「4 異常降雨に対する災害予防」に準ずる。

(3) 台風が新潟県を縦断又は横断して進む場合

強風並びに強雨によるそれぞれの被害を防止するため、状況及び地域性を総合的に判断して適宜上記(1)及び(2)による諸措置の活用を図る。

第24節 廃棄物処理体制の整備

震災対策編第2章第23節「廃棄物処理体制の整備」を準用する。

第25節 救急・救助体制の整備

震災対策編第2章第24節「救急・救助体制の整備」を準用する。

第26節 医療救護体制の整備

震災対策編第2章第25節「医療救護体制の整備」を準用する。

第27節 避難体制の整備

震災対策編第2章第26節「避難体制の整備」を準用する。

第28節 要配慮者の安全確保計画

震災対策編第2章第27節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第29節 食料・生活必需品等の確保計画

震災対策編第2章第28節「食料・生活必需品等の確保計画」を準用する。

第30節 学校の風水害対策

震災対策編第2章第29節「学校の防災対策」を準用する。

第31節 文化財の風水害対策

震災対策編第2章第30節「文化財の防災対策」を準用する。

第32節 ボランティアの受入体制の整備

震災対策編第2章第31節「ボランティアの受入体制の整備」を準用する。

第33節 事業所等の事業継続

震災対策編第2章第32節「事業所等の事業継続」を準用する。

第34節 行政機関等の業務継続計画

震災対策編第2章第33節「行政機関等の業務継続計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

災害応急対策タイムスケジュール

1 計画の方針

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

また、被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生前後の各段階に応じた作業の優先順位を、住民も防災関係機関も共に理解し、行動しなければならない。

風水害発生前後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと次のとおりである。

(1) 豪雨・暴風等により災害発生が予測される段階

- 気象警報の伝達
 - 災害警戒本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
 - 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外の場合）
 - 土砂災害警戒情報の発表、水防警報の発令、河川等の警戒監視強化
 - 土砂災害緊急情報の通知
 - 住民避難情報の収集
- ア 避難準備情報の発表
- ・指定避難所の開設準備（施設の安全確認、管理・運営職員の派遣）
 - ・避難行動要支援者の所在確認、避難所等への移動
 - ・一般住民の避難準備
 - ・児童生徒の安全確保

イ 避難の指示

- ・一般住民の移動避難、避難所への収容
- ・避難所備蓄物資による対応
- ・避難者の状況把握

ウ 避難の指示

- ・残留住民の移動避難、建物上層階等への垂直避難

エ 警戒区域の設定

- ・入り口の制限又は禁止、残留住民の退去

(2) 豪雨・暴風等による災害の発生中（破堤氾濫、浸水等）

- 災害対策本部の設置

- 被害情報の収集
 - 県知事・市長の緊急アピール
 - 水防活動等被害拡大防止活動の実施
 - 土砂災害緊急情報の通知
 - 自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
 - 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
 - 交通規制の実施
 - 県支援センターの設置
 - 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
 - 避難所等への食料・生活必需品の輸送
 - 避難所等への仮設トイレの設置
 - 被災地への救護所の設置
 - 避難所での要配慮者支援対策の実施
- (3) 災害発生から24時間以内
- 災害救助法の適用
 - 通信途絶地域への仮設通信設備設置
 - 市等の被害状況の把握
 - 被災地外からの医療救護班の派遣（必要に応じて）
 - 避難所外避難者の状況の把握
 - 市ボランティアセンターの設置
 - 義援金の受付
- (4) 災害発生から3日以内
- ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置
 - 健康相談の実施
 - 浸水地域の消毒・感染症予防対策の実施
 - 断水地域への給水車による給水
 - ボランティアの作業開始

2 災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合性に留意して効率的な実施を図るものとする。

村上市地域防災計画【風水害等対策編】

第3章 災害応急対策タイムスケジュール

【災害応急対策タイムスケジュール（風水害等対策編）】

No.	節名	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	浸水・暴風雨による被害発生中
1	災害対策本部の組織・運営計画	・警戒本部の設置 ・災害対策本部設置 ・現地災害対策本部設置	・災害対策本部設置 ・現地災害対策本部設置		・災害対策本部会議の開催 ・現地災害対策本部会議の開催 ・関係機関へ防災会議連絡員室への派遣要請
2	風水害等配備体制	・職員の登庁・非常配備	・稼働可能職員数の把握		・配備体制の強化
3	防災関係機関の相互協力体制				・緊急消防援助隊派遣要請 ・県に対する自衛隊への派遣要請 ・災害救援協定締結企業、民間団体等に対する要請 ・相互応援協定に基づく応援要請 ・災害救援協定締結企業、民間団体等に対する要請
4	気象情報等伝達計画	(気象情報の発表) ・注意報、警報等の伝達			・各種情報の伝達
5	洪水予報・水防警報伝達計画	・特別警戒水位到達の周知 ・水防警報の伝達	----- ・水防団の待機及び出動	----- -----	・各種情報の伝達
6	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画		土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害緊急情報の伝達	----- -----	・各種情報の伝達
7	災害時の通信確保				・防災行政無線の疎通状況確認 ・被災地との通信インフラ確認 ・防災相互波の閉局確認 ・非常通信の取扱い要請 ・無線局開局 ・アマチュア無線に協力要請
8	被災状況等収集・伝達計画	・水位情報、気象情報の把握 ・地域の状況等把握		----- -----	・市有施設（防災拠点・指定避難所）状況把握 ・火災の発生状況 ・医療機関の被災状況、受入可否 ・市管理施設（道路・河川・砂防）状況把握 ・人的被害の把握 ・県への被災状況報告
9	広報計画	・高齢者等避難の呼びかけ	・避難指示発令の呼びかけ	・緊急安全確保発令の呼びかけ	・ライフラインに関する情報の提供 ・交通に関する情報の提供 ・避難所に関する情報の提供 ・医療機関の被災状況・受入可否
10	住民等避難計画	・避難行動要支援者避難	・住民避難	・住民退避	・避難行動要支援者の安否確認
11	避難所運営計画	・避難所の開設 ・避難者数・内訳の把握	・タオル、毛布日用品等提供 ・要配慮者別室・別施設の確保		・防災関係機関への支援要請 ・仮設トイレ設置
12	避難所外避難者の支援計画		・避難所外での避難状況調査		
13	自衛隊の災害派遣計画				・県に対する派遣要請 ・救護活動実施 ・被災状況の把握
14	輸送計画		・避難者の輸送		・緊急交通路の確保 (中継基地・ヘリポート) ・緊急輸送ネットワーク、輸送車両確保 ・食料の輸送 ・医療物資・人員、患者等搬送
15	警備・保安及び交通規制計画				・緊急交通路の確保、交通規制 ・救助 ・被災地・避難場所の警備
16	海上における災害応急対策				
17	消防活動計画				・初期消火 ・地域の防災力による消化 ・県内広域応援による消火
18	水防活動計画	・浸水区域、土砂災害危険箇所の警戒	・警戒区域の設定		・被害拡大防止活動
19	救急・救助活動計画		・初期救急救助活動の実施		・重傷者等の搬送 ・消防本部等による救助活動
20	医療救護活動計画		・医療機関の被災状況受入可否 ・職員の招集		・救護所設置 ・負傷者等・救護所の設置状況把握 ・医療救護班の派遣 ・関係団体への要請 ・医療関係ボランティアの把握
21	防疫及び保健衛生計画				・緊急食料の衛生確保 ・井戸水等水質安全確保 ・避難所環境整備 ・炊き出し等の衛生指導
22	こころのケア対策				・普及啓発の取組開始
23	児童生徒等に対するこころのケア対策				
24	廃棄物の処理計画				・収集体制の検討
25	トイレ対策				・レンタル会社への打診 ・仮設トイレ設置
26	入浴対策				
27	食料・生活必需品等供給計画	・個人備蓄による対応 ----- ・食料供給量の把握 ・避難所備蓄品による対応	----- ----- -----	・災害救援協定に基づく救援要請、食料等の調達	・おにぎり、パン等の供給 ・生活必需品の供給 ・広域応援要請

【災害応急対策タイムスケジュール（風水害等対策編）】

No.	節名	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	浸水・暴風雨による被害発生中
28	要配慮者の応急対策	・市、報道機関等の情報提供 ・地域力による誘導・集団避難（屋内避難：可） ・避難状況の把握	・避難所及び自宅避難等の被災状況等確認		・要配慮者対策の強化 ・社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認 ・社会福祉施設等への緊急入所
29	学校等における応急対策	・避難所開設・運営協力 ・在学生徒等の安全確保			・保護者への安否情報の提供 ・被災状況の把握
30	文化財応急対策				・入館者等の安全確保 ・被災状況の把握
31	障害物の処理計画				
32	遺体等の搜索・処理・埋葬計画				
33	愛玩動物の保護対策				・支援物資の提供、動物保護活動
34	災害時の放送	・高齢者等避難の放送	・避難勧告の放送	・緊急安全確保の放送	・被害状況の放送 ・インフラ等の状況放送 ・施設点検
35	公衆通信の確保				・被災状況の把握 ・重要通信の確保
36	電力供給応急対策				・被災状況の把握 ・病院等重要施設の復旧
37	ガスの安全、供給対策				・被災状況の把握 ・二次災害防止措置（LPGガス） ・供給停止判断、供給再開判断 ・二次災害防止措置
38	給水・上水道施設応急対策				・被災状況の把握 ・個人備蓄による対応 ・住民への広報
39	下水道等施設応急対策				・処理場等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
40	危険物等施設応急対策				・施設等被災状況把握 ・取扱作業緊急停止 ・初期消火、流出防止措置 ・現地調査 ・二次災害防止措置 ・危険物流出の場合の応急対策
41	道路・橋梁・トンネル等の応急対策				・被災状況の把握 ・交通規制 ・緊急措置 ・緊急交通路確保
42	港湾・漁港施設の応急対策				・被害概要調査 ・立入禁止等緊急措置 ・住民への周知 ・応急工事
43	鉄道事業者の応急対策				・運休等の措置、安全確保 ・乗客、住民への広報 ・被災状況の把握 ・応急復旧
44	土砂災害・斜面災害応急対策	・土砂災害危険箇所等の警戒	・土砂災害緊急情報の伝達	----->	・緊急措置 ・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害防止措置
45	河川・海岸施設の応急対策	・浸水区域の警戒			・緊急措置 ・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害防止措置
46	農地・農業用施設等の応急対策				・緊急措置
47	農林水産業応急対策				・被害状況把握（聞き取り）
48	商工業応急対策				
49	応急住宅対策				
50	ボランティアの受入計画				(県) 県災害ボランティア本部設置
51	義援金の受入れ・配分計画				
52	義援物資対策				
53	災害救助法による救助				・被害状況の把握 ・災害救助法の適用手続き

	避難指示等解除	解除後 1 日以内	解除後 3 日以内	事後 1 週間以内	事後 1か月以内	事後 3か月以内
		・学校再開の時期等の判断、準備	・学用品等の手配			
		・輸送路等障害物情報収集 ・緊急輸送路障害物除去 ・その他障害物除去				
		・遺体等の搜索 ・靈柩車、棺、骨壺等確保 ・火葬場の受け可否確認等	・遺体安置所へ搬送、検視、身元確認等 ・火葬			
	・相談窓口開設 ・動物の一時預かり			(県) 動物救済本部の設置	・仮設住宅での動物飼育支援 ・被災動物の健康管理支援	
			・食料等供給に係る情報の発信 ・復旧復興生活関連情報の発信			
・仮復旧工事			・本復旧工事			
・復旧工事						
・消費先安全確認、供給再開確認 (都市ガス) ・住民への広報			・2日以内で消費先の緊急点検完了(L P ガス) ・充填所復旧、消費先安全確認完了(L P ガス)		・供給再開完了(都市ガス)	
			・給水車による運搬給水 ・主要施設の復旧 ・医療機関等への応急復旧	・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧	・仮設給水栓の増設 ・配水管、給水管の応急復旧 ・各戸 1 給水栓の設置	・恒久復旧
・二次災害防止措置 ・応急対策、応急復旧			・応急調査	・本復旧調査	・施設の応急対応 ・下水道施設の復旧計画	
・応急復旧						
・応急復旧					・公共土木施設災害復旧事業	
				・本復旧		
・応急復旧			・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
・応急復旧			・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
			・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害防止措置	・応急復旧 ・被害状況の広報	・災害復旧事業	
		・被害状況把握	・二次災害防止	・応急対策		
			・被害状況把握			
			・公営住宅の空地提供、空家情報広報 ・民間賃貸住宅の斡旋、紹介	・被災戸数の確定 ・共与対象者の確定 ・応急修理	・仮設住宅の建設着工	・仮設住宅の供与(2か月以内)
・情報の受発信		・市災害ボランティアセンターの設置、ニーズの把握 (県) 災害ボランティア本部員の派遣	・ボランティア受入れの広報 発信			
		・受入口座の設定及び報道機関を通じた公表			・義援金配分委員会による配分	
			・初期必要物資、義援物資の受付、保管場所の公表 (県) 市へ物資輸送	・今後必要とする物資の公表	----->	
・災害救助法による救助						

第1節 災害対策本部等の組織・運営計画

担当：情報総括部、すべての部

1 計画の方針

震災対策編第3章第1節「災害対策本部等の組織・運営計画」の「1 計画の方針」を準用する。

2 災害対策本部（第3配備）

震災対策編第3章第1節「災害対策本部等の組織・運営計画」の「2 災害対策本部（第3配備）」を準用する。ただし、風水害等に対する災害対策本部等の設置基準は次のとおりとする。

設置基準 (風水害等)	<ul style="list-style-type: none"> ・水位設定のある河川は「避難判断水位」（レベル3水位）に到達することが確実となったとき。その他の河川は洪水警報の危険度分布が「警戒」（赤）（警戒レベル3相当）に到達することが流域雨量指数の予測値の上昇傾向から確実となったとき。 ・大雨特別警報が発表されたとき。 ・土砂災害前ぶれ注意情報が発表され、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断したとき。 ・新潟県土砂災害警戒情報システム「スネークライン図」の3時間後予測がC L範囲内に入っているとき。 ・その他市長が特に必要と認めたとき。
----------------	---

3 災害警戒本部（第2配備）

震災対策編第3章第1節「災害対策本部等の組織・運営計画」の「3 災害警戒本部（第2配備）」を準用する。ただし、風水害等に対する災害警戒本部等の設置基準は次のとおりとする。

設置基準 (風水害等)	<ul style="list-style-type: none"> ・水位設定のある河川は「氾濫注意水位」（レベル2水位）に到達し、水位がなお上昇傾向にあるとき。その他の河川は洪水警報の危険度分布で「注意」（黄）（警戒レベル2相当）に達し、流域雨量指数の予測値がなお上昇傾向にあるとき。 ・その他市長が特に必要と認めたとき。
----------------	---

4 災害救助法が適用された場合の体制

震災対策編第3章第1節「災害対策本部等の組織・運営計画」の「4 災害救助法が適用された場合の体制」を準用する。

5 勤務時間外における体制の整備

震災対策編第3章第1節「災害対策本部等の組織・運営計画」の「5 勤務時間外における体制の整備」を準用する。

6 防災関係機関等の活動体制

震災対策編第3章第1節「災害対策本部等の組織・運営計画」の「6 防災関係機関等の活動体制」を準用する。

第2節 風水害等配備体制

担当：情報総括部、すべての部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等の被害を最小限にくい止めるため、以下の対応に必要な職員の配備を実施する。

- ア 平日夜間・休日の宿直及び警戒対応
- イ 災害発生時の迅速な初動対応の実施

配備体制については、下記の非常配備基準、配備体制及び配備人員に基づき、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を実現する。

(2) 達成目標

災害等発生時に備えるとともに、大規模な災害が発生した場合は、迅速に各課等に職員配備の連絡を行い、指定職員の配備を実施するとともに、「災害時職員初動マニュアル」に基づき初動体制を確立し、速やかに必要な応急対策を行う。

(3) 被災地及び積雪地域での対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。

また、登庁が不可能な職員は、電話等でその旨所属長に報告し、その後の指示を受けるものとする。

【非常配備基準、配備体制及び配備人員】

非常配備区分	非常配備基準、配備内容等				
	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）				
	<ul style="list-style-type: none">① 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。② 台風等の低気圧の影響を受けるおそれがあるとき。③ 水位設定のある河川は水防団待機水位（レベル1水位）に達したとき。その他の河川は通報やパトロールなどにより判断したとき。④ その他市長が特に必要と認めたとき。				
配備内容					
注意配備監視体制	部	課	配備人員	主な任務	配備・設置場所
注意配備監視体制	情報総括部	総務課	危機管理室 2名	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 必要に応じて今後の見通しを職員へ周知	各事務室
	支部※1	地域振興課	総務管理室 数名	同上	各事務室
	消防部	-	-	1) 村上市消防警防規程による。	-
	その他	建設部、 経済部、 支部	課長及び 防災要員	1) 自宅待機等状況に即した監視体制をとる。	-
※1 非常配備基準①、②、④は該当する支所のみ					

非常配備区分	非常配備基準、配備内容等				
第1配備準備体制	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）				
	① 水位設定のある河川は「氾濫注意水位」（レベル2水位）到達が見込まれるとき。 その他の河川は洪水警報の危険度分布で「注意」（黄）（警戒レベル2相当）に達することが流域雨量指標の予測値 ^{※2} から見込まれるとき。 ② その他市長が特に必要と認めたとき。				
	配備内容				
	部	課	配備人員	主な任務	配備・設置場所
	情報総括部	総務課	課長・参事、危機管理室全員	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 今後の見通しを職員へ周知 3) 被害状況等の取りまとめ 4) 関係機関等への連絡調整 5) 住民等からの照会に対する対応	各事務室
	建設部	建設課 都市計画課	課長及び防災要員	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 道路・土木施設に係る被害状況収集報告 3) 水防活動の実施（風水害の場合）	各事務室
	経済部	農林水産課	課長及び防災要員	1) 山地灾害に係る巡視 2) 農林水産施設等の被害状況調査 3) 農林水産業の被害状況調査	各事務室
	上下水道部	上下水道課	課長及び防災要員	1) 給排水施設の管理及び運転	各事務室
	支部	地域振興課	課長及び防災要員	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 被害状況等の取りまとめ・報告 3) 関係機関等への連絡調整 4) 住民等からの照会に対する対応 5) 公用車の管理 6) 施設開放を行う場合はその運営	各事務室
	消防部	消防本部	課長（室長）以上及び部長が指名した職員	1) 村上市消防警防規程による。	各事務室
		消防署	主幹以上		
福祉部	施設担当部署	施設開放の運営に必要な人数	1) 施設開放を行う場合はその運営	開放する施設	
施設開放担当部署	施設所管課	施設開錠要員及び施設開放に必要な人数	1) 施設開放を行うときは施設の開錠及び点検を行う。	開放する施設	

非常配備区分	非常配備基準、配備内容等		
第2配備 警戒 本部体制	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）		
	① 水位設定のある河川は「氾濫注意水位」（レベル2水位）に到達し、水位がなお上昇傾向にあるとき。その他の河川は洪水警報の危険度分布で「注意」（黄）（警戒レベル2相当）に達し、流域雨量指数の予測値がなお上昇傾向にあるとき。 ② その他市長が特に必要と認めたとき。		
	主な任務		
	災害警戒本部及び支部を設置し、災害応急対策に關係の部の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切り替える体制とする（全課共通）。		
	配備内容		
	部	課	配備人員
	情報総括部	総務課	係長級以上及び危機管理室全職員
	福祉部	全課	管理職を含め職員の3割以上及び避難所運営要員
	支部	地域振興課	支所長及び総務管理室全職員
	その他	避難所施設を所管する課	管理職を含め職員の3割以上（所属長の指名する職員）及び開設見込みの指定避難所開錠要員
		上記以外の課	管理職を含め職員の3割以上（所属長の指名する職員） なお、地震の場合、施設所管課は施設点検を行うのに必要な人数も考慮する
第3配備 災害対策 本部体制	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）		
	① 水位設定のある河川は「避難判断水位」（レベル3水位）に到達することが確実となったとき。その他の河川は洪水警報の危険度分布が「警戒」（赤）（警戒レベル3相当）に到達することが流域雨量指数の予測値の上昇傾向から確実となったとき。 ② 大雨特別警報が発表されたとき。 ③ 土砂災害前ぶれ注意情報が発表され、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断したとき。 ④ 新潟県土砂災害警戒情報システム「スネークライン図」の3時間後予測がCL範囲内に入っているとき。 ⑤ その他市長が特に必要と認めたとき。		
	主な任務		
	災害対策本部及び災害対策支部を設置し、県、他市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮し災害応急対策を行う。		
	配備内容		
	部	課	配備人員
	全部	全課	全職員

※2 流域雨量指数の予測値：防災情報提供システムからログインして確認する。

2 業務の内容

- (1) 勤務時間内・外における対応
「災害時職員初動マニュアル」に基づき対応する。

3 防災関係機関等の配備体制

震災対策編第3章第2節「地震・津波配備体制」の「3 防災関係機関等の配備体制」を準用する。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

震災対策編第3章第3節「防災関係機関の相互協力体制」を準用する。

第4節 気象情報等伝達計画

担当：情報総括部、消防本部、各支所

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民の責務

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車等により住民へ周知する。

なお、気象等の特別警報の通知を受けたときは、関係機関及び住民その他の公私との団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

ウ 県の責務

新潟地方気象台から災害に関する予報又は警報の通知を受けたときは、直ちに県内市町村に通知するよう努める。特に、気象等の警報・特別警報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに通知された事項を関係市町村に通知しなければならない。

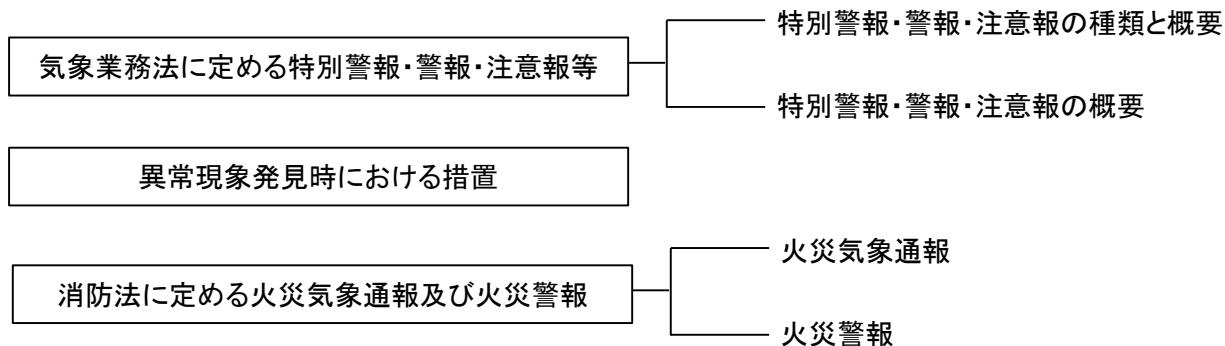
エ 国の責務

新潟地方気象台は、気象等の警報等をしたときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。

(2) 達成目標

気象等の警報や災害関係予報、災害関係情報を関係機関及び住民に対して迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報等

新潟地方気象台は、気象業務法（昭和27年法律第165号）等法令の定めるところにより県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い、関係機関に通知し、住民に周知

させる。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報、危険度及びその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

ア 特別警報・警報・注意報

(ア) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

種類及び概要は以下のとおり。発表基準は気象庁ホームページ掲載の値を確認のこと。

なお、大雨・洪水の発表基準については、過去災害の発生履歴等に関連性が高い指指数値を用いて設定されている（令和元年5月29日運用開始）。

本指指数値は、新潟地方気象台が災害事例等の蓄積により毎年見直しを行っている。

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(イ) 特別警報・警報・注意報の発表対象区域

特別警報・警報・注意報は県内を市町村ごとに分けた二次細分区域単位で発表する。

本市に該当する区分は次のとおりである。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細部区域
下越	岩船地域	村上市、関川村、粟島浦村

イ 気象情報等

(ア) 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」「顕著な大雨に関する全般気象情報」という標題の気情報が同時に発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と新潟地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、府県予報区（上越、中越、下越、佐渡）単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(オ) 荒川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。洪水予報の標題（種類）は、気象庁ホームページを参照のこと（標題に応じて警戒レベル2～5に相当）。

(カ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

a 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
- ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

b 大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

c 洪水警報の危険度分布情報

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予想を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
- ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

(キ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越、中越、上越、佐渡）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(ク) 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

ウ 各主体の業務

実施主体	業務の内容
新潟地方気象台等	<p>a 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達 新潟地方気象台は、気象警報等（航空機、鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く。）を発表、切り替え、解除したときは、気象警報等の伝達系統図により、関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。</p> <p>b 船舶の利用に適合する予報及び警報 新潟地方気象台は、日本海中部海域（能登沖、佐渡沖、秋田沖、沿海州南部沖）の海上を対象として地方海上予報及び警報を発表する（海上風警報、海上濃霧警報等）。 地方海上警報等を発表、切り替え、解除したときは、第九管区海上保安本部に通知するほか、報道機関に伝達し、航行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう努める。</p> <p>c 航空機の利用に適合する警報 東京航空地方気象台は、飛行場業務機関等に対して、飛行場警報及び飛行場気象情報等の発表を行う（飛行場強風警報、飛行場暴風警報等）。 飛行場警報等を発表、解除したときは、東京航空局新潟空港事務所、県警察航空隊、第九管区海上保安本部新潟航空基地、航空自衛隊新潟救難隊及び航空機運航関係機関への伝達を行う。</p> <p>d 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報</p> <p>(a) 新潟地方気象台は、鉄道事業施設の気象、津波等による災害の防止及び鉄道事業の運用に資するため、鉄道気象通報を行い、鉄道事業者に対し、鉄道気象通報を行う。</p> <p>(b) 新潟地方気象台は、電気事業施設の気象災害防止及び電力事業の運用に資するため、電力気象通報（雷雨警戒報等）を行い、電気事業者に対し、電力気象通報を行う。</p>
県	県知事は、(1)ア又はイの通報を受けたときは、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び県内市町村長に伝達する。また、気象情報等の通報についても、必要と認める事項は関係市町村等に通報するものとし、この場合は、一斉メールによるほか、新潟県防災行政無線、一般電話、県警察本部所管の通信網及び日本放送協会新潟放送局の放送等により周知を図るものとする。
NTT東日本	NTT東日本（障害時にはNTT西日本）は、(1)アの通報（特別警報・警報のみ）を受けたときは、一般通信に優先し所管の通信網（FAX）により、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを各市町村長に伝達する。
放送機関	日本放送協会新潟放送局は、(1)ア又はイの通報を受けたときは、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕により放送し、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。 なお、その他の放送機関においても積極的に協力するものとする。
第九管区海上保安本部	第九管区海上保安本部長は、(1)ア又はイの通報を受けたときは、必要と認めるものについて管内関係先へ通報するものとする。
市	市長は、関係機関からの警報等の伝達を受けたときは、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、所在官公庁及び住民に周知する。

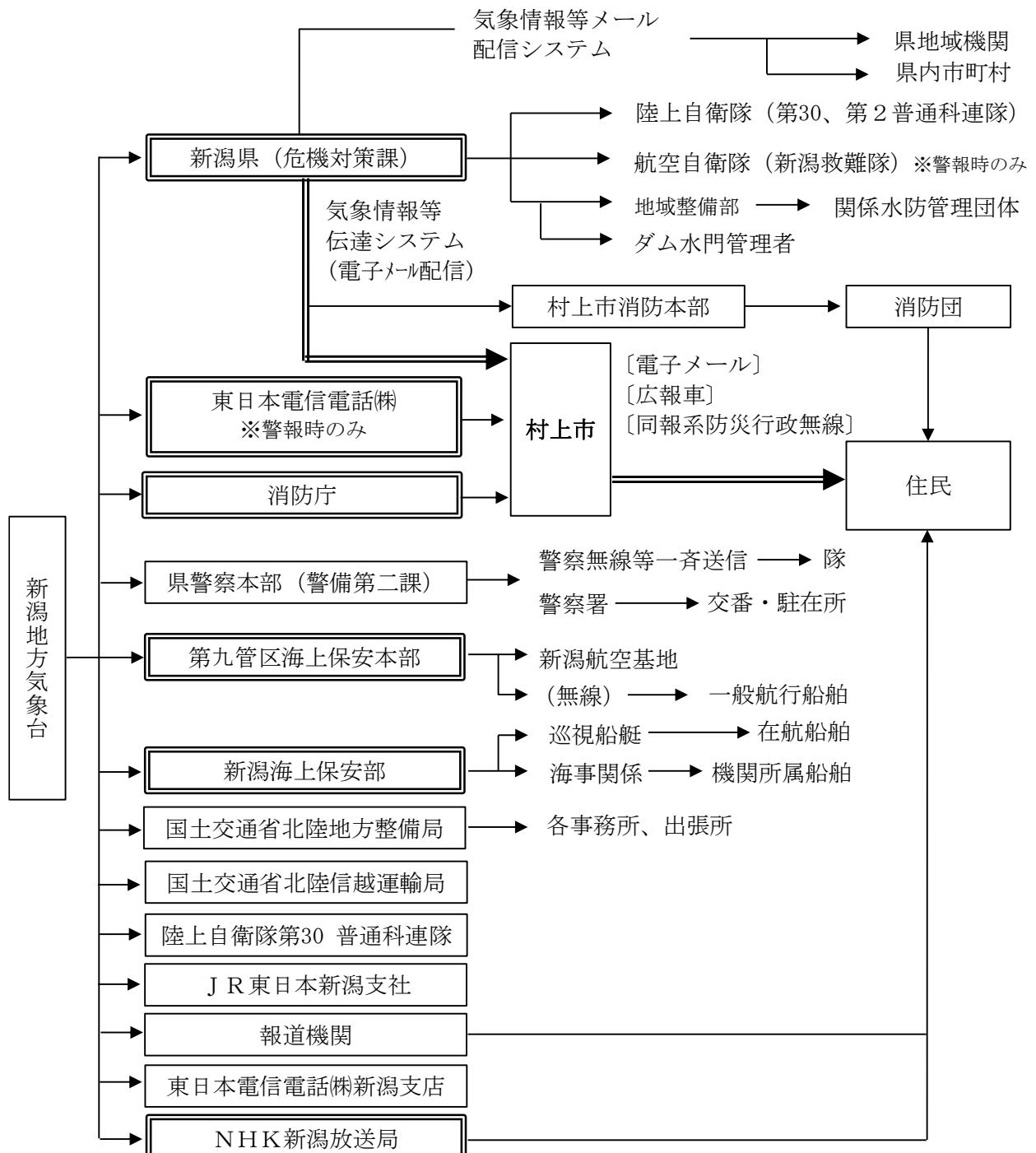
(注) 水防警報等の取扱いについては、本章第5節「洪水予報・水防警報伝達計画」に定めるところによる。

工 特別警報・警報・注意報の伝達

(ア) 伝達系統

新潟地方気象台が、特別警報・警報・注意報及び気象情報等を発表、切り替え、又は解除した場合の住民等及び所在官公署への周知とその伝達体制は、次のとおりである。

この場合の伝達順位は、予測される災害に対する直接の災害応急対策責任者への伝達を優先する。



※二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

(イ) 伝達基準

特別警報・警報・注意報及び気象情報等が発表又は切り替えられた場合は、庁内各課に周知するものとし、被害の発生するおそれがある場合には、関係各機関及び自治会等へも周知する。

(ウ) 伝達方法

市は、気象警報・注意報等を受領し必要があると判断した場合には、状況に応じ、同報系防災行政無線等、消防職員等の地域巡ら及び広報車の巡回等により住民等に周知する。

(2) 異常現象発見時における措置

ア 異常現象の種別

- (ア) 竜巻 …農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- (イ) 強い降ひょう…農作物等に被害を与える程度以上のもの
- (ウ) 異常潮位 …天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動するもの
- (エ) 異常波浪 …海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に変動するもの
- (オ) 雪崩 …建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- (カ) その他異常なもの

イ 通報手続

- (ア) 異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察官又は海上保安官に通報する。
- (イ) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報する。
- (ウ) イの(ア)又は(イ)により通報を受けた市長は、直ちに下記機関に通報する。
 - a 新潟地方気象台
 - b その地域を管轄する県地域機関その他関係機関
 - c 当該災害に關係する隣接市町村
- (エ) 村上地域振興局長は、その旨を直ちに県危機対策課長及び関係部課長に通報する。
- (オ) 県危機対策課長は、新潟地方気象台にその旨を直ちに通報する。

(3) 火災気象通報及び火災警報

ア 火災気象通報

(ア) 各主体の業務

実施主体	業務の内容
新潟地方気象台	消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに新潟地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市（消防本部）に伝達される。伝達については、気象警報等の伝達系統図に準ずる。
県	県知事は、新潟地方気象台長から火災気象通報を受けたときは、一般的な気象注意報・警報の伝達に準じて、関係市町村に伝達する。

(イ) 火災気象通報の通報基準

通報を行う基準は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。

- a 実効湿度が65%以下になる見込みのとき。
- b 平均風速15m/s 以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある。）。
- c 出火危険度5以上になる見込みのとき。

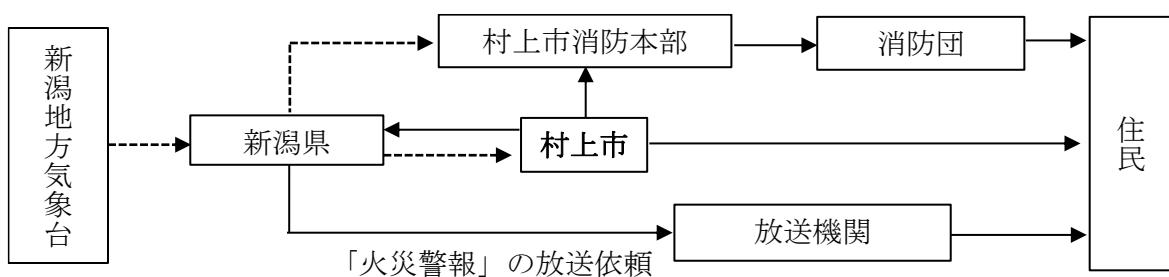
(注) 「出火危険度」とは、その日の最小湿度及び最大風速から計算される指数

イ 火災警報

(ア) 各主体の業務

実施主体	業務の内容
市	<p>市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、「火災警報」の発令等火災予防上適切な措置を講じるものとする。</p> <p>住民等は、市長から「火災警報」が発せられたときは、市の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。</p> <p>市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、市地域防災計画の定めるところにより、公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。</p>
県	県消防課は、市から「火災警報」の通報を受けたときは、放送機関に放送を依頼する。

(イ) 火災気象通報及び火災警報伝達系統図



第5節 洪水予報・水防警報伝達計画

担当：情報総括部、消防本部、各支所

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民の責務

「自らの命は自らが守る」という意識のもと市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

住民が主体的かつ適切な避難行動がとれるように国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、住民への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは消防機関を準備又は出動させる。

ウ 国及び県の責務

(ア) 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を国は県に、県は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(イ) 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を国は県及び市に、県は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ウ) 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報をしたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を国は県に、県は水防管理者その他水防関係機関に通知する。

(エ) 水位の通知及び公表

量水標管理者は、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

(2) 達成目標

洪水予報、水防警報及び水位周知を行う河川を拡充し、水防活動及び住民の避難行動を支援する防災情報を迅速かつ的確に伝達する。

(3) 要配慮者に対する配慮策

市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方への高齢者等避難（警戒レベル3）等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(4) 積雪地域での対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河川の埋塞への対応は、本計画に準じて行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	関係行政機関	・河川の水位の状況
県（地域機関）		
国（河川事務所）		

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	住民、水防従事者 市、住民、報道機関	・避難情報
県（地域機関）		・河川の水位又は流量
国（河川事務所）		

3 設定水位の種類

- ・水防団待機水位：通常の水位から上昇し、消防団の出動準備の目安となる水位

↓

- ・氾濫注意水位：消防団の出動の目安となる水位

(警戒水位)

↓

- ・避難判断水位：市長の高齢者等避難情報発表の判断目安避難に時間を要する人は避難開始する参考となる水位

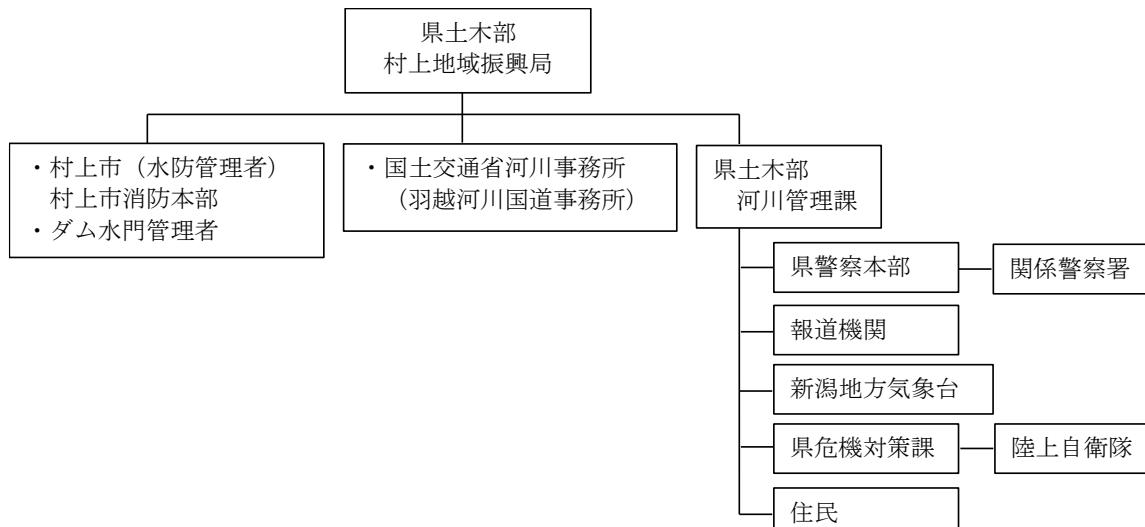
↓

- ・氾濫危険水位：市長の避難指示発令の判断目安
(洪水特別警戒水位) 通常の避難行動ができる方が避難を開始する参考となる水位

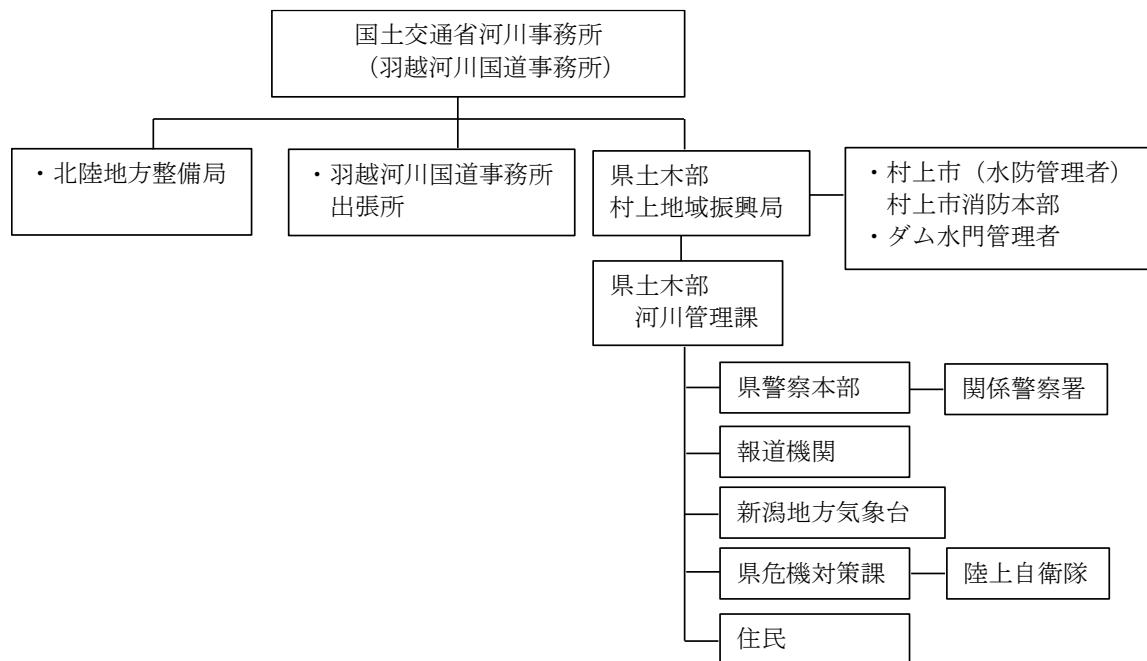
4 業務の体系

【量水標管理者からの伝達フロー図】

(1) 量水標管理者が県の場合



(2) 量水標管理者が国の場合



5 業務の内容

実施主体	対策	協力依頼先
国・県	洪水予報河川の指定	新潟地方気象台
	水位又は流量の通知及び公表	市、報道機関
	水防警報河川及び水位周知河川の指定	
	河川防災情報の一般への提供	住民
市	消防団の準備・出動	消防団、 水防協力団体
	避難情報の発令	住民、報道機関

(1) 国の業務

ア 洪水予報河川

(ア) 流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

(イ) 洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を、氾濫した後においてはそれらに加え浸水の区域及びその水深を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 水位周知河川

(ア) 上記洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。

(イ) 泛濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 水防警報河川

(ア) 洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。
(イ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を県に通知する。

エ 水位の通報及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を示して関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を示して公表する。

オ 村上市に係る国所管の洪水予報・水位周知・水防警報河川

(ア) 洪水予報河川（令和2年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
荒川	上関 葛籠山	羽越河川国道事務所	村上市、関川村、胎内市

(イ) 水防警報河川（令和2年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
荒川	上関 葛籠山	羽越河川国道事務所	村上市、関川村、胎内市

カ 市長の避難指示等発令の判断の支援

洪水時に、河川管理者から市長へ、避難指示等の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。

(2) 県の業務

ア 洪水予報河川

- (ア) 国の洪水予報河川について水位又は流量、氾濫後においては加えて浸水の区域及びその水深について通知を受けたときは、直ちにこれを水防管理者に通知する。
- (イ) 国が洪水予報河川に指定した以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。
- (ウ) 洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 水位周知河川

- (ア) 国の水位周知河川について水位情報の通知を受けたときは、直ちにこれを水防管理者に通知する。
- (イ) 洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。
- (ウ) 泛濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 水防警報河川

- (ア) 国の水防警報河川について警報事項の通知を受けたときは、直ちにこれを市に通知する。
- (イ) 洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。
- (ウ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を市その他水防関係機関に通知する。

エ 水位の通報及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表する。

オ 河川防災情報システムによる情報提供

- (ア) 河川に関する雨量・水位・ダム放流量・画像等をリアルタイムで情報処理する河川防災情報システムを更新・整備する。
- (イ) 上記について広く一般に情報提供するため、インターネットにより配信する。
- (ウ) 雨量の度合いや水位の状態（水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位）を各段階に応じて色分け表示し、これを地図上に示すなどして、分かりやすい防災情報の提供を行う。

カ 村上市に係る県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・水防情報提供河川の一覧

- (ア) 水位周知河川（令和2年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
三面川	宮ノ下、泉町	村上地域振興局	村上市
門前川	山辺里		
高根川	早稲田		
荒川（県）	鷹ノ巣		村上市、関川村

- (イ) 水防警報河川（令和2年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
三面川	宮ノ下、泉町	村上地域振興局	村上市
荒川（県）	鷹ノ巣		村上市、関川村
高根川	早稲田		村上市
門前川	山辺里		

（県）：直轄管理区間にに対する県管理区間のこと。

キ 市長の避難指示等発令の判断の支援

洪水時に、河川管理者から市長へ、避難指示等の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。

(3) 市の業務

ア 市の水防責任

市は、「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ 避難情報の発令

国・県が伝達する氾濫危険水位（警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、住民に対する避難指示発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

ウ 水位の通報及び公表

市は水防管理者として、洪水のおそれがあつて国又は県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、市及び県の水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

エ 消防関係の出動

市は、水防管理者として、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、市及び県の水防計画に定めるところにより、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

オ 洪水予報・水防警報の伝達方法

洪水予報・水防警報の伝達方法については、「水防計画編」の定めるところによる。

(4) 新潟地方気象台の業務

気象等の状況により洪水のおそれがあるときは、その状況を国及び県に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて一般に周知する。

第6節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

担当：情報総括部、消防本部、各支所

1 計画の方針

(1) 住民の責務

住民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、自治体や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(2) 市の責務

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したるべき避難行動が分かるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

(3) 国及び県の責務

県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、住民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や住民の属性などを踏まえた上ですべての人がイメージしやすいようにするなど、住民目線に立った情報伝達を行う。

ア 土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を県内市町村に通知する。

イ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く。）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と新潟地方気象台から共同で発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	関係行政機関	・被害情報、危険箇所の情報
県		

(2) 被災地へ

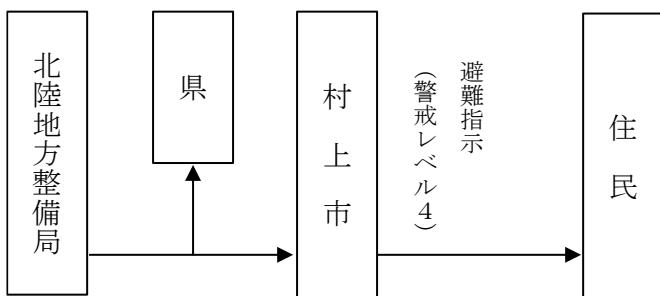
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	住民	・避難情報
県（地域機関）	市	・土砂災害緊急情報
国	市、県	
新潟地方気象台 (県と共同発表)	県、関係行政機関、 報道機関	・土砂災害警戒情報

3 業務の体系

(1) 土砂災害緊急情報の伝達系統

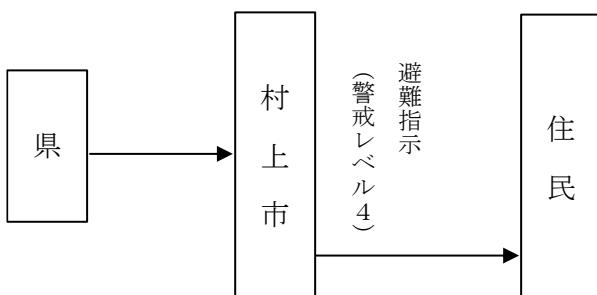
ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



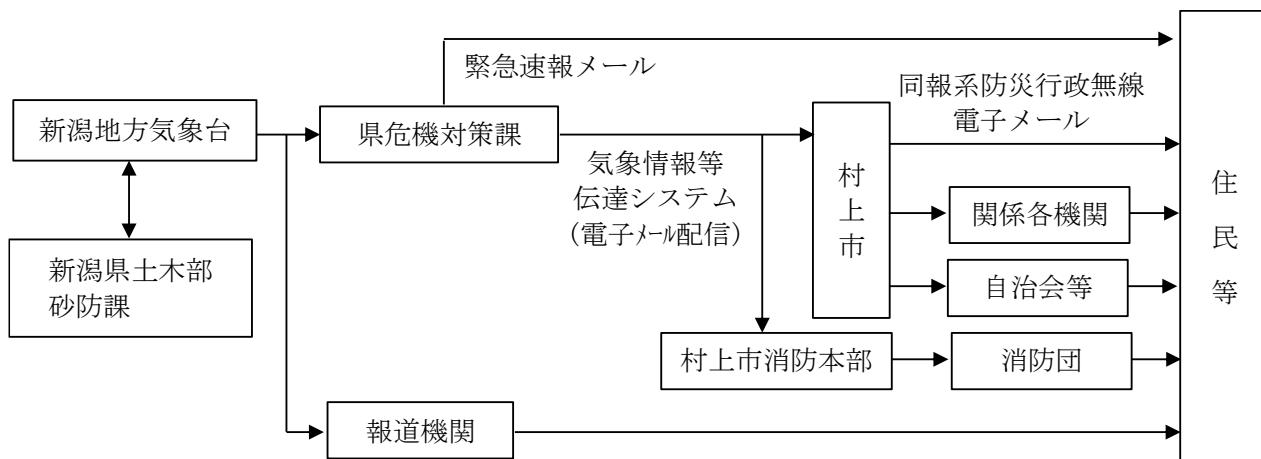
イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(2) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ、市は住民等へ伝達する。



4 業務の内容

実施主体	対策	協力依頼先
国又は県	土砂災害緊急情報の通知等	市
県・ 新潟地方気象台	土砂災害警戒情報とその補足情報の発表	
市	避難情報の発令	住民

(1) 国の業務

- ア 河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。
- イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

(2) 県の業務

- ア 地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。
- イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認めるときについても、この結果を市に通知する。
- ウ 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共に、土砂災害警戒情報を発表し、市長等に通知及び一般へ周知する。
なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）。

(3) 市の業務

- 市は、「土砂災害警戒情報」が発表又は解除された場合には、庁内各課に周知するものとし、関係する各機関及び自治会等を通じ住民への周知を図る。

第7節 災害時の通信確保

震災対策編第3章第4節「災害時の通信確保」を準用する。

第8節 被災状況等収集・伝達計画

担当：情報総括部、すべての部

震災対策編第3章第5節「被災状況等収集・伝達計画」を準用するものとするが、計画の方針については、次のとおりとする。

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災対策編第3章第5節「被災状況等収集・伝達計画」の「1 計画の方針」「(1) 基本方針」を準用する。

(2) 各主体の責務

ア 住民・企業等の責務

災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するため、避難に当たっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持ち出し袋などを準備する。

イ 市の責務

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。

情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、自治会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により消防庁及び県防災局へ報告する。

ウ 県の責務

(ア) 被災地の市町村、消防本部、県地域機関及び警察本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を被災市町村に派遣する。

(イ) 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。

(ウ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路（株）等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。

(エ) 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集・伝達体制を確立する。

(オ) 収集した情報を集約し、被害の概略を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理空間情報（G I S・G P S）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

(カ) 市から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

(キ) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行うため、市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

エ 警察本部の責務

(ア) 災害発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより、直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による一元的な情報収集体制を確立する。

(イ) ヘリコプター・テレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

オ 防災関係機関の責務

大規模災害が発生した場合、自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに必要に応じ、ヘリコプター、巡視船艇、パトカーなどを出動させ、被災地情報を収集する。

(3) 達成目標

災害関連情報等を集約し、市・消防機関、防災関係機関及びライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策推進を進めるとともに、報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、要配慮者に対する情報伝達のため、自主防災組織、自治会、消防団などの避難誘導体制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。

イ 県は、警察本部、関係機関等の協力の下、市の取組みを支援する。

(5) 積雪期の対応

ア 市は、災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては避難時の携帯ラジオの携行について住民に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

イ 県は、関係機関等の協力の下、市の取組みを支援する。

(6) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と併せて関係する機関へ報告する。

また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

第9節 広報計画

震災対策編第3章第6節「広報計画」を準用する。

第10節 住民等避難計画

担当：情報総括部、福祉部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難指示等の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

(2) 各主体の責務

ア 住民、企業等の責務

(ア) 「自らの命は自らが守る」ため、気象情報や市等の広報に注意するとともに、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。

避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

(イ) 市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。

※「平成30年7月豪雨」を教訓として、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、令和元年6月1日から防災情報を5段階の警戒レベルにより提供している。

[警戒レベル3]

・高齢者等避難

→ 高齢者や障害のある人は危険な場所から避難する。高齢者等以外も必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備や自主的な避難を行う。

[警戒レベル4]

・避難指示

→ 原則すべての住民は危険な場所から必ず避難する。

・警戒区域設定

→ 当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。

[警戒レベル5]

・緊急安全確保

→ 既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るために直ちに身の安全を可能な限り確保する。

(ウ) 異状を発見した場合は、直ちに市町村、消防等に通報する。

(エ) 危険を感じた場合は、近隣住民等とともに自主的に避難する。

(オ) 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

イ 市の責務

(ア) 気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から住民に注意喚起の広報を行う。

(イ) 市長は、河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(ウ) 避難指示等の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、レアラート（防災情報共有システム）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、サイレン、半鐘、電子メール、スマートフォン用アプリ、コミュニティFM放送、ソーシャルメディアなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。

危険が急迫した状況で、通常の手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。なお、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

(エ) 危険の切迫性に応じた伝達文の工夫、対象者の明確化等により積極的な避難行動の喚起に努める。

(オ) 消防・警察機関と連携して避難住民の誘導に当たり、必要に応じて県に応援を要請する。

(カ) 避難指示等を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。避難指示等発出前に住民が自ら避難した場合は、直ちに職員を派遣し、必要な支援を行う。

(キ) 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

ウ 県の責務

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「1 計画の方針」「(1) 各主体の責務」「エ 県の責務」を準用する。

エ 県教育委員会の責務

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「1 計画の方針」「(1) 各主体の責務」「オ 県教育委員会の責務」を準用する。

オ 県警察の責務

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「1 計画の方針」「(1) 各主体の責務」「カ 県警察の責務」を準用する。

(3) 達成目標

浸水、土砂崩れ等の被害事象発生前に、住民の避難を完了する。

(4) 要配慮者に対する配慮

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「1 計画の方針」「(4) 要配慮者に対する配慮」を準用するほか、情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者に対しては、高齢者等避難の発令等により、一般の住民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。

(5) 積雪期の対応

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「1 計画の方針」「(5) 積雪期の対応」を準用する。

(6) 広域避難への対応

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「1 計画の方針」「(6) 広域避難への対応」を準用する。

2 情報の流れ

(1) 避難行動

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県、防災関係機関等	市	・河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報、気象情報等
市	自治会、住民等	・避難指示等
自治会、住民等		・避難行動

(2) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、地域等	市（消防本部）、 県警察	・安否情報 ・被害情報、被災地ニーズ
市	県	・集約された被害情報及び被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、 緊急消防援助隊、 警察災害派遣隊、 自衛隊等	・活動範囲 ・業務内容

(3) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・活動範囲、部隊規模、受入体制
市	自治会 (自主防災組織)、 住民等	・指定避難所の開設 ・運営協力要請 ・支援体制等の情報
自治会、住民	その他の被災地域	・支援体制

3 業務の体系

地域の状況（気象警報、河川情報等）

↓ → 危険地域からの自主避難
避難所の準備及び開設

高齢者等避難（警戒レベル3）の発令

↓ → 住民及び県、報道機関への情報伝達
避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援
それ以外の住民については、避難の準備又は避難行動

避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（レベル5）の発令

↓ → 住民の安否確認、孤立者等への救助活動
(必要に応じて警戒区域の設定)

避難 → 避難者ニーズの取りまとめ

4 業務の内容

(1) 高齢者等避難等

実施主体	対策	協力依頼先
自治会（自主防災組織）、住民	1 地域の状況の連絡 2 自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握、避難誘導及び救助要請	市（消防本部）、県警察
市	1 避難所の開設と避難状況の収集 2 県及び報道機関への情報提供と発信 3 要配慮者への対応	指定避難所設置者、県警察、報道機関等
県	1 避難状況等の全体把握及び関係機関への情報伝達 2 自衛隊、消防庁、警察本部等への連絡 3 管理施設の避難所開放	報道機関、自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、警察本部等
防災関係機関	1 避難状況の把握及び緊急通報への対応 2 広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	県警察、市

(2) 避難指示等

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「4 業務の内容」「(2) 避難指示等」を準用する。

(3) 避難誘導及び救助

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「4 業務の内容」「(1) 避難誘導及び救助」を準用する。

5 避難対策

(1) 危険の覚知と情報収集

気象情報等により災害の発生が予想されるときは、市及び防災関係各機関は、所管区域内のパトロールを強化し、危険の早期覚知に努めるとともに、住民等に警戒を呼びかける。

防災関係各機関は、職員、住民等からの通報により被害の発生を覚知したときは、直ちに応急対策に取り掛かる。

また、住民等に危険が及ぶと判断したときは、直ちに市に連絡する。

(2) 住民等の自主的な避難

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「5 避難対策」「(2) 住民等の自主的な避難」を準用する。

(3) 避難情報の発令

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「5 避難対策」「(3) 避難情報の発令」を準用するものとするが、避難情報の発令は、「災害時職員初動マニュアル」の避難情報等発令基準に基づき実施するものとするが、風水害等発生時においては、原則として次のような事態になったときに発令する。

- ア 河川が増水し、洪水のおそれがあるとき。
- イ 河川の上流が被害を受け、下流地域に危険があるとき。
- ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- エ 爆発のおそれがあるとき。
- オ 土砂災害警戒情報等、土砂災害の前兆現象、災害発生状況、降雨状況等を総合的に判断し、

著しい危険が切迫しているとき。又は地すべり、がけ崩れ、土石流等により著しい危険が切迫しているとき。

カ その他住民等の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(4) 避難情報の伝達

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「5 避難対策」「(4) 避難情報の伝達」を準用する。

(5) 避難誘導

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「5 避難対策」「(5) 避難誘導」を準用する。

(6) 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「5 避難対策」「(6) 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導」を準用する。

6 警戒区域の設定

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「6 警戒区域の設定」を準用する。

7 広域避難・広域一時滞在対策

震災対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「7 広域避難・広域一時滞在対策」を準用する。

第11節 避難所運営計画

担当：情報総括部、市民部、福祉部、建設部

震災対策編第3章第8節「避難所運営計画」を準用するものとするが、計画の方針については、次のとおりとする。

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害の場合の指定避難所は、当該地域への避難指示等発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。
避難所の開設・運営は市が行う。

運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。

(2) 各主体の責務

ア 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

イ 市は、指定避難所を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ウ 県は、市の避難所の開設・運営を支援する。

エ 県警察は、避難所の保安等に当たる。

オ 避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

(3) 達成目標

ア 避難に関する最初の情報の発出後速やかに開設する（施設の安全確認、職員配置）。

イ 開設6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。

ウ 開設12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。

エ 開設から概ね3日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。

オ 避難所での生活を概ね開設から2か月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(4) 避難所運営の留意点

震災対策編第3章第8節「避難所運営計画」の「1 計画の方針」「(4) 避難所運営の留意点」を準用する。ただし、風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であるため、全避難者の屋内収容を原則とする。

(5) 要配慮者に対する配慮

震災対策編第3章第8節「避難所運営計画」の「1 計画の方針」「(5) 要配慮者に対する配慮」を準用する。

(6) 積雪期での対応

震災対策編第3章第8節「避難所運営計画」の「1 計画の方針」「(6) 積雪期での対応」を準用する。

第12節 避難所外避難者の支援計画

震災対策編第3章第9節「避難所外避難者の支援計画」を準用する。

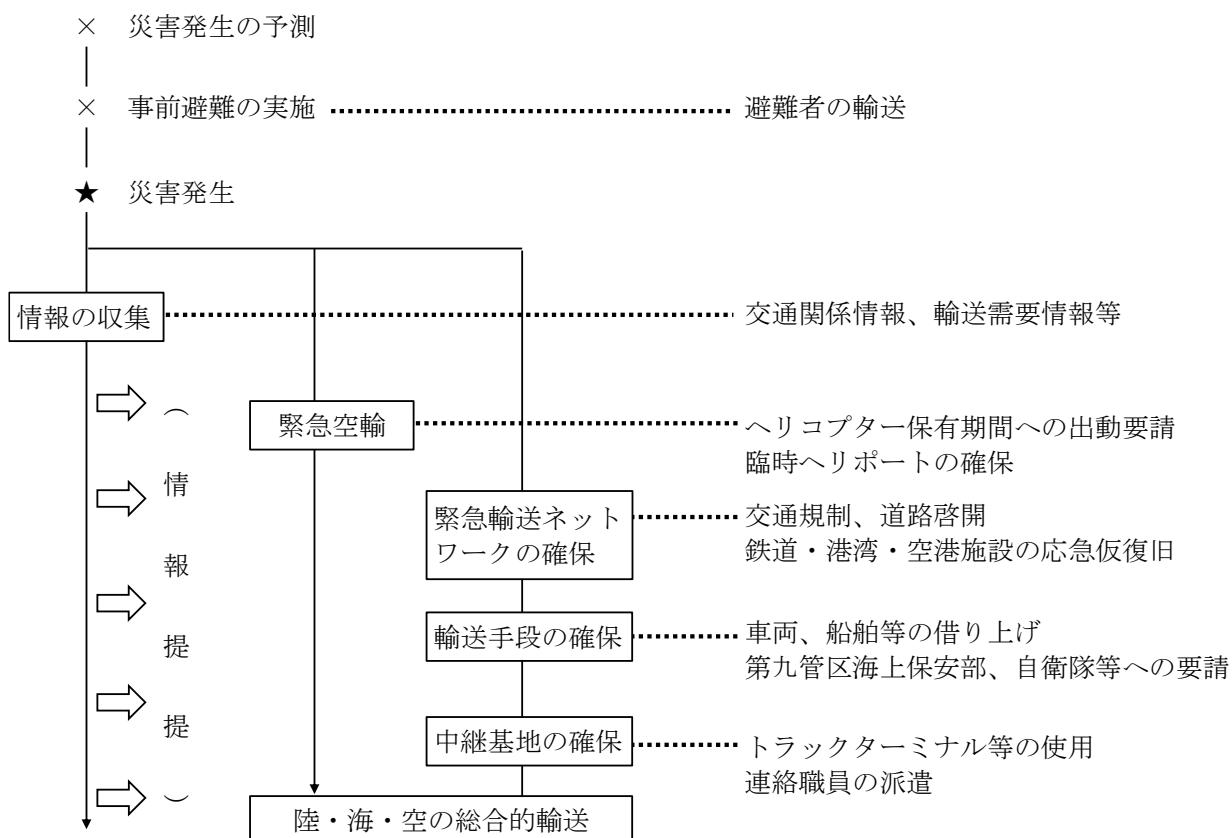
第13節 自衛隊の災害派遣計画

震災対策編第3章第10節「自衛隊の災害派遣計画」を準用する。

第14節 輸送計画

震災対策編第3章第11節「輸送計画」を準用するものとするが、業務の体系については、次のとおりとし、災害の発生が予測される場合の事前避難の実施に配慮する。

(業務の体系)



第15節 警備・保安及び交通規制計画

震災対策編第3章第12節「警備・保安及び交通規制計画」を準用する。

第16節 海上における災害応急対策

震災対策編第3章第13節「海上における災害応急対策」を準用する。

第17節 消火活動計画

震災対策編第3章第14節「消火活動計画」を準用する。

第18節 水防活動計画

担当：情報総括部、建設部、上下水道部、消防部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民の責務

- (ア) 水防管理者（市長）、消防団長又は消防機関の長が要請したときは、水防に従事する。
(イ) 堤防その他の施設が決壊したときは、国、県、市、消防団又は消防機関に直ちに連絡する。

イ 市の責務

洪水、雨水出水、津波、又は高潮により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

ウ 国及び県の責務

国及び県は、洪水、雨水出水、津波、又は高潮により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び避難判断水位到達情報の通知並びに水防資機材の提供を行うものとする。

また、国は、洪水、雨水出水、津波、又は高潮によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施することができる。

(2) 達成目標

国、県及び市が協力し、洪水、雨水出水、津波、又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。

なお、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

(3) 危険地域の住民の避難・誘導

水防管理団体（市）、県及び国は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者及び滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

(4) 積雪地域での対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

2 情報の流れ

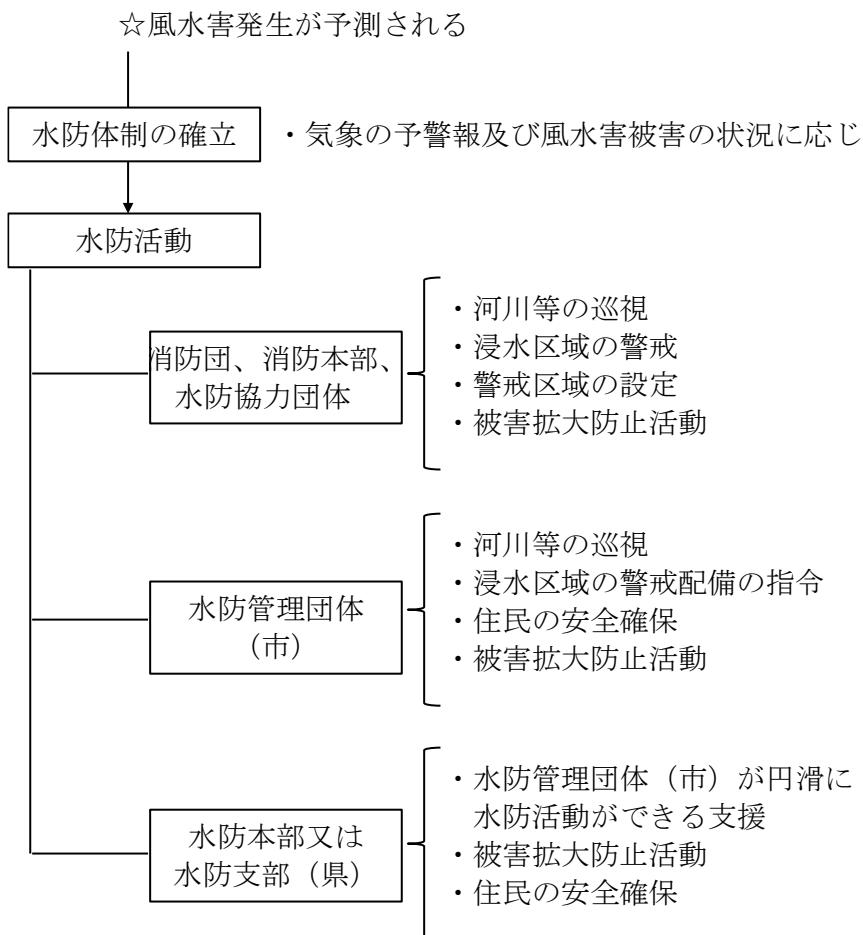
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
住民	消防団、消防本部、水防協力団体	<ul style="list-style-type: none">・河川の水位状況・溢水箇所、被災箇所
消防団、消防本部、水防協力団体	水防管理団体（市）	<ul style="list-style-type: none">・河川の水位状況、・溢水箇所、被災箇所
水防管理団体（市）	県	<ul style="list-style-type: none">・水防活動状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
水防支部（県）	水防管理団体（市）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報 ・洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報 ・その他円滑な水防活動に資する情報
水防管理団体（市）	消防団、消防本部、 水防協力団体	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報 ・洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報 ・その他円滑な水防活動に資する情報
	要配慮者利用施設や 地下街等の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報等、円滑かつ迅速な避難を確保するための情報
消防団、消防本部、 水防協力団体	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報、水防活動の状況 ・避難等に係る情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対策	協力依頼先
消防団、 消防本部、 水防協力団体	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、各水防管理団体から発する待機、準備又は出動の配備指令により体制を整える。	
水防管理団体 (市)	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	
県	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、県水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	

(2) 河川等の巡視

実施主体	対策	協力依頼先
消防団、 消防本部、 水防協力団体	消防団長又は消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、隨時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川、海岸管理者
水防管理団体 (市)	水防管理者は、隨時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川、海岸管理者
県	県は必要に応じ河川・海岸巡視を実施するとともに、巡視の結果や水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者からの連絡等により、水防上危険であると認められる箇所の措置を早急に実施する。	

(3) 浸水区域の警戒

実施主体	対策	協力依頼先
消防団、 消防本部、 水防協力団体	<p>河川管理施設や海岸保全施設は、洪水、高潮及び高波の災害から住民の生命・財産を守る根幹施設となるため、準備・出動にあつては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。</p> <p>1 河川施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所 ・過去に洪水被害を生じた箇所 ・地形地質上の弱堤箇所 ・土地災害防止の観点から弱堤箇所 ・二次被害防止の観点からの低標高箇所 ・主要河川構造物の設置箇所 <p>2 海岸施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に高潮や高波被害を生じた箇所 ・二次被害防止の観点からの低標高箇所 ・主要河川構造物の設置箇所 	
水防管理団体 (市)	適時に消防団、消防本部が浸水被害の警戒に当たれるよう配備指令を発する。	

(4) 警戒区域の設定

実施主体	対策	協力依頼先
消防団、 消防本部、 水防協力団体	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるときは、消防団長、消防団員、水防協力団体の構成員及び消防職員は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。	警察機関

(5) 住民の安全確保

実施主体	対策	協力依頼先
水防管理団体 (市)	1 必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。 2 災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者及び滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。 3 住民に対する避難指示（警戒レベル4）は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにするものとする。特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として必要に応じ、県、警察機関、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講ずるものとする。 4 避難を指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	警察機関、 自衛隊
県	必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。	

(6) 被害拡大防止活動

実施主体	対策	協力依頼先
消防団、 消防本部、 水防協力団体、 水防管理団体 (市)	1 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその状況を関係者（羽越河川事務所長、村上地域振興局長、保線区長、警察署長及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。 2 決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。	河川、海岸管理者
水防本部又は 水防支部（県）	洪水、高潮又は高波によって著しく激甚な災害が発生した場合に次に掲げる水防活動を行う。 ・当該災害の発生に伴い浸入した水の排除 ・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動・決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。	河川、海岸管理者

(7) 水防管理団体（市）の水防活動への支援

実施主体	対策	協力依頼先
県	<p>水防管理団体が円滑に水防活動できるように努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防計画の策定 ・雨量、河川の水位、ダム放流情報等の防災情報の提供 ・洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報の通知と住民への周知 ・浸水想定区域図の作成と指定 ・水防資材の提供 	

5 異常降雨に対する災害応急対策

異常降雨に対しては、次により当面の水害対策を講じるほか、「水防計画編」の定めるところにより必要な警戒措置及び対策をとる。

(1) ダム管理者のダム操作

各河川及び関係流域のダム管理者は、異常降雨によってダムの水位が上がり放流する場合は、各施設の操作規程に定めるところにより、特に下流域における異常出水の防止に十分配慮して、適正な操作を行う。

(2) 水防作業人員の確保

市長は、河川の水位が上昇しているとき又は指定河川に水防警報が発せられたときは、消防機関及び消防団に出動の準備をさせるとともに、水防上必要な団員に対し、自宅待機を命ずるなど人員確保のための措置を講じる。

(3) がけ崩れ等危険箇所の警戒

市長は、降雨が連續し、かつ日降雨量が異常に大きくなることが予想されるときは、山崩れ、土石流、がけ崩れ、地すべり等の発生に備えて、危険箇所の巡回警戒を行うものとし、更に必要と認められる場合には、その箇所ごとに消防団員その他の警戒要員を配置する。

(4) 避難体制の確立

市長は、河川の水位が上昇しているとき、指定河川に水防警報が発せられたとき又は降雨量が異常に増大しつつあるときは、その状況に応じて、溢水又は破堤や土砂災害等によって被害を受けるおそれのある住民等に対し、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令し、生命又は身体を災害から保護するための避難措置を講じる。

(5) 浸水対策

市長は、河川の水位が上昇しているとき、指定河川に水防警報が発せられたとき又は降雨量が異常に増大しつつあるときは、排水ポンプ場の配置要員及び補助要員に自宅待機又は出動を命ずるなどの必要な措置を講じる。

また、県及び各土地改良区のポンプ場と連絡をとりながら、浸水対策に万全を期する。

第19節 救急・救助活動計画

震災対策編第3章第15節「救急・救助活動計画」を準用する。

第20節 医療救護活動計画

震災対策編第3章第16節「医療救護活動計画」を準用する。

第21節 防疫及び保健衛生計画

震災対策編第3章第17節「防疫及び保健衛生計画」を準用する。

第22節 こころのケア対策

震災対策編第3章第18節「こころのケア対策」を準用する。

第23節 児童生徒等に対するこころのケア対策

震災対策編第3章第19節「児童生徒等に対するこころのケア対策」を準用する。

第24節 廃棄物の処理計画

震災対策編第3章第20節「廃棄物の処理計画」を準用する。

第25節 トイレ対策

震災対策編第3章第21節「トイレ対策」を準用する。

第26節 入浴対策

震災対策編第3章第22節「入浴対策」を準用する。

第27節 食料・生活必需品等供給計画

震災対策編第3章第23節「食料・生活必需品等供給計画」を準用する。

第28節 要配慮者の応急対策

震災対策編第3章第24節「要配慮者の応急対策」を準用する。

第29節 学校等における応急対策

担当：福祉部、情報総括部

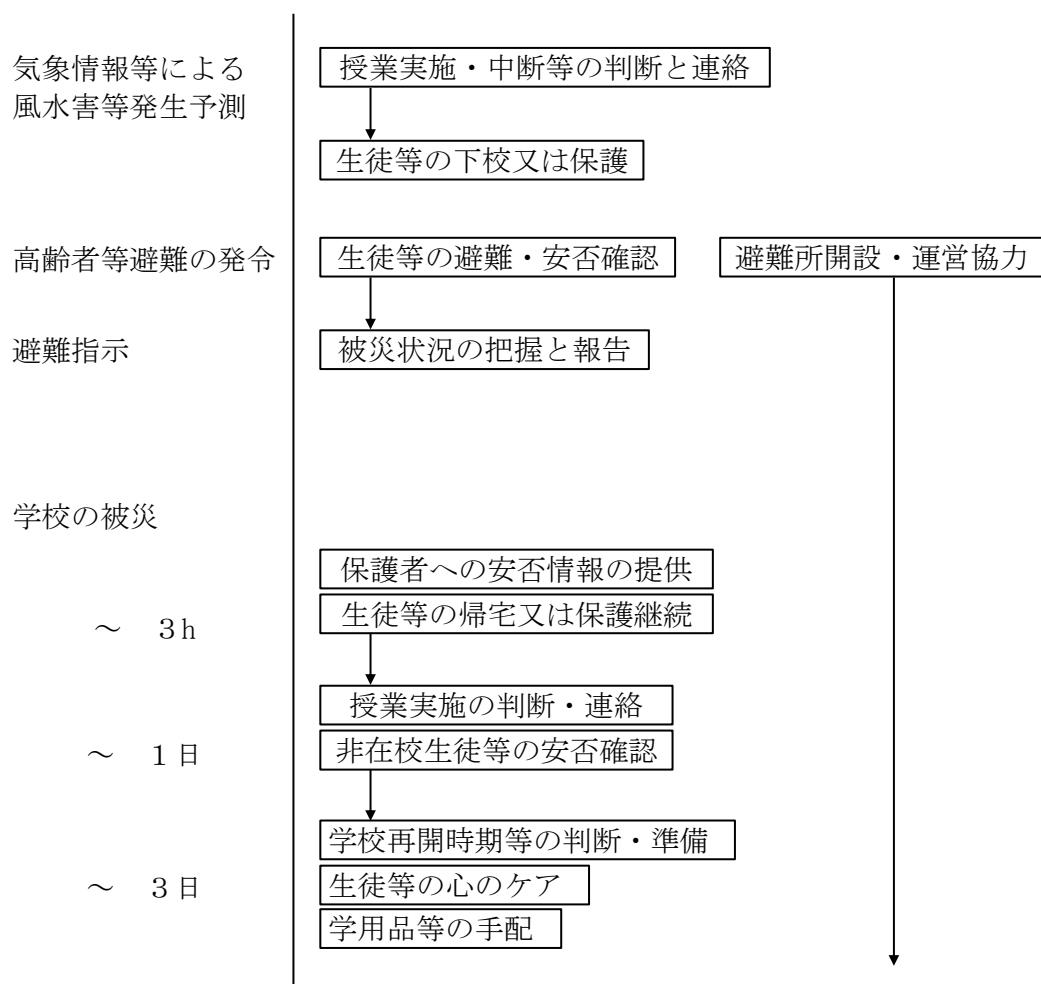
1 計画の方針

震災対策編第3章第27節「学校等における応急対策」の「1 計画の方針」を準用する。

2 情報の流れ

震災対策編第3章第27節「学校等における応急対策」の「2 情報の流れ」を準用する。

3 業務の体系



4 学校における業務の内容

(1) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

ア 授業実施・中断の判断と連絡

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校、学校での待機等の状況に応じた措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

(ア) 校外活動中の場合

引率教職員は活動を中止して学校に連絡をとり、生徒等を安全に帰校させる。交通の混亂等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保した上、学校に連絡

し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

(イ) 臨時休校、一斉下校等を決定した場合

校長は、上記2(1)の経路で市を通じて県に報告する。県は、報告を受けた内容を報道機関に提供し、報道を要請する。

イ 生徒等の下校又は保護継続

下校措置に当たっては、中学校及び高等学校等については集団下校、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、必要に応じて保護者と連絡をとった上で、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡がつかない生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。

災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

(2) 風水害が発生した場合の措置

ア 生徒等の避難・安否確認

(ア) 生徒等が在校している場合

a 生徒等の掌握・避難

学校は、避難情報（高齢者等避難・避難指示）の発令、学校の被災等により学校から退避する必要が生じた場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいた者が適切に対応する。）。

b 避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当て等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記(ア)と同様に対応する。

b 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聞き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入つてこなかった生徒等については、保護者等と連絡をとり、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認するなど、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 生徒等の安否確認

災害により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡をとり、安否及

び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

学校は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに市を通じて県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ 生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡がつかない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下に置く。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否か判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに市又は県に報告する。

カ 非在校生徒等の安否確認

風水害でかなりの被害が発生した場合において、被害発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡をとって安否及び所在等を確認する。

(3) 教育活動の再開に向けた措置

震災対策編第3章第27節「学校等における応急対策」の「4 学校における業務の内容」「(2) 教育活動の再開に向けた措置」を準用する。

(4) 学校を避難所として開放する場合の措置

震災対策編第3章第27節「学校等における応急対策」の「4 学校における業務の内容」「(3) 学校を避難所として開放する場合の措置」を準用する。

(5) 教育活動の再開

震災対策編第3章第27節「学校等における応急対策」の「4 学校における業務の内容」「(4) 教育活動の再開」を準用する。

(6) 学校保健安全対策

震災対策編第3章第27節「学校等における応急対策」の「4 学校における業務の内容」「(5) 学校保健安全対策」を準用する。

5 市の業務内容

震災対策編第3章第27節「学校等における応急対策」の「5 市の業務内容」を準用する。

6 県の業務内容

震災対策編第3章第27節「学校等における応急対策」の「6 県の業務内容」を準用する。

第30節 文化財応急対策

震災対策編第3章第28節「文化財応急対策」を準用する。

第31節 障害物の処理計画

震災対策編第3章第29節「障害物の処理計画」を準用する。

第32節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

震災対策編第3章第30節「遺体等の搜索・処理・埋葬計画」を準用する。

第33節 愛玩動物の保護対策

震災対策編第3章第31節「愛玩動物の保護対策」を準用する。

第34節 災害時の放送

震災対策編第3章第32節「災害時の放送」を準用する。

第35節 公衆通信の確保

震災対策編第3章第33節「公衆通信の確保」を準用する。

第36節 電力供給応急対策

震災対策編第3章第34節「電力供給応急対策」を準用する。

第37節 ガスの安全、供給対策

震災対策編第3章第35節「ガスの安全、供給対策」を準用する。

第38節 給水・上水道施設応急対策

震災対策編第3章第36節「給水・上水道施設応急対策」を準用する。

第39節 下水道等施設応急対策

震災対策編第3章第37節「下水道等施設応急対策」を準用する。

第40節 危険物等施設応急対策

震災対策編第3章第38節「危険物等施設応急対策」を準用する。

第41節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

震災対策編第3章第39節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」を準用する。

第42節 港湾・漁港施設の応急対策

震災対策編第3章第40節「港湾・漁港施設の応急対策」を準用する。

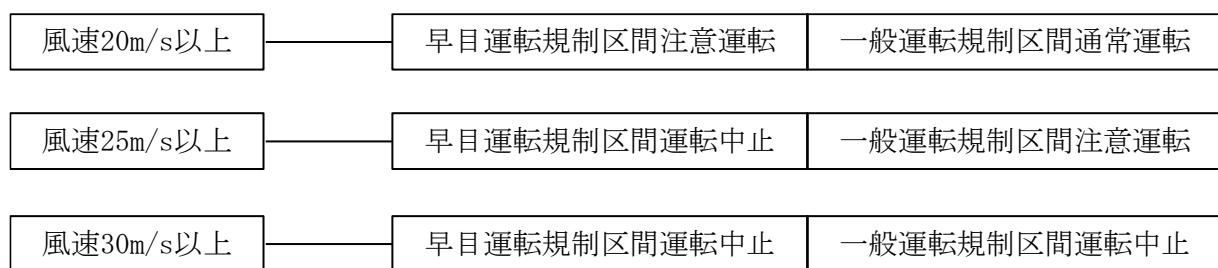
第43節 鉄道事業者の応急対策

担当：情報総括部

震災対策編第3章第41節「鉄道事業者の応急対策」を準用するものとするが、鉄道事業者は、風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準及び運転規制区間に基づき、その強度により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行うものとする。

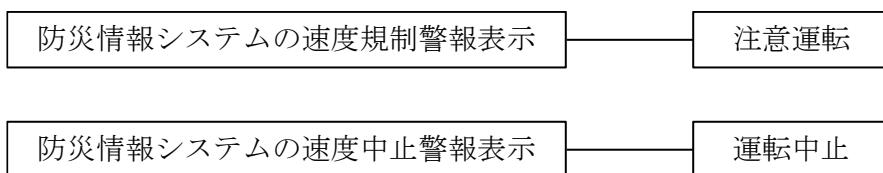
○運転規制等

ア 強風の取扱い

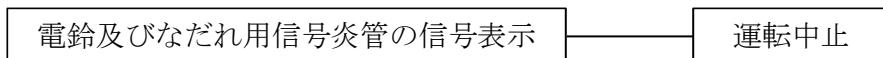


イ 豪雨の取扱い

雨量（時間雨量、連続雨量）及び河川水位により、運転規制区間ごとの運転基準を定める。



ウ 雪崩発生時の取扱い



第44節 土砂災害・斜面災害応急対策

震災対策編第3章第42節「治山・砂防施設等の応急対策」を準用する。

第45節 河川・海岸施設の応急対策

震災対策編第3章第43節「河川・海岸施設の応急対策」を準用する。

第46節 農地・農業用施設等の応急対策

担当：情報総括部、建設部、経済部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

震災対策編第3章第44節「農地・農業用施設等の応急対策」の「1 計画の方針」「(1) 各主体の責務」を準用する。

(2) 達成目標

ア 緊急的な被災状況の把握を隨時行う。

イ 避難指示等解除後3日以内に被害概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。

ウ 防災重点農業用ため池の点検及び報告については、以下のとおりとする。

対象災害	大雨特別警報に係る大雨
緊急点検	目視による外観点検（大雨特別警報が解除され次第、速やかに実施。ただし、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施）
報告方法	市は原則としてため池防災支援システムにより報告

エ 緊急的に機能回復を行う必要のある施設等においては、災害発生後速やかに応急復旧を行う。

(3) 災害発生の未然防止活動

ア 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合に実施する緊急点検において、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検及び監視を行う。

イ 施設管理者は、洪水又は高潮の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに住民に周知させる。

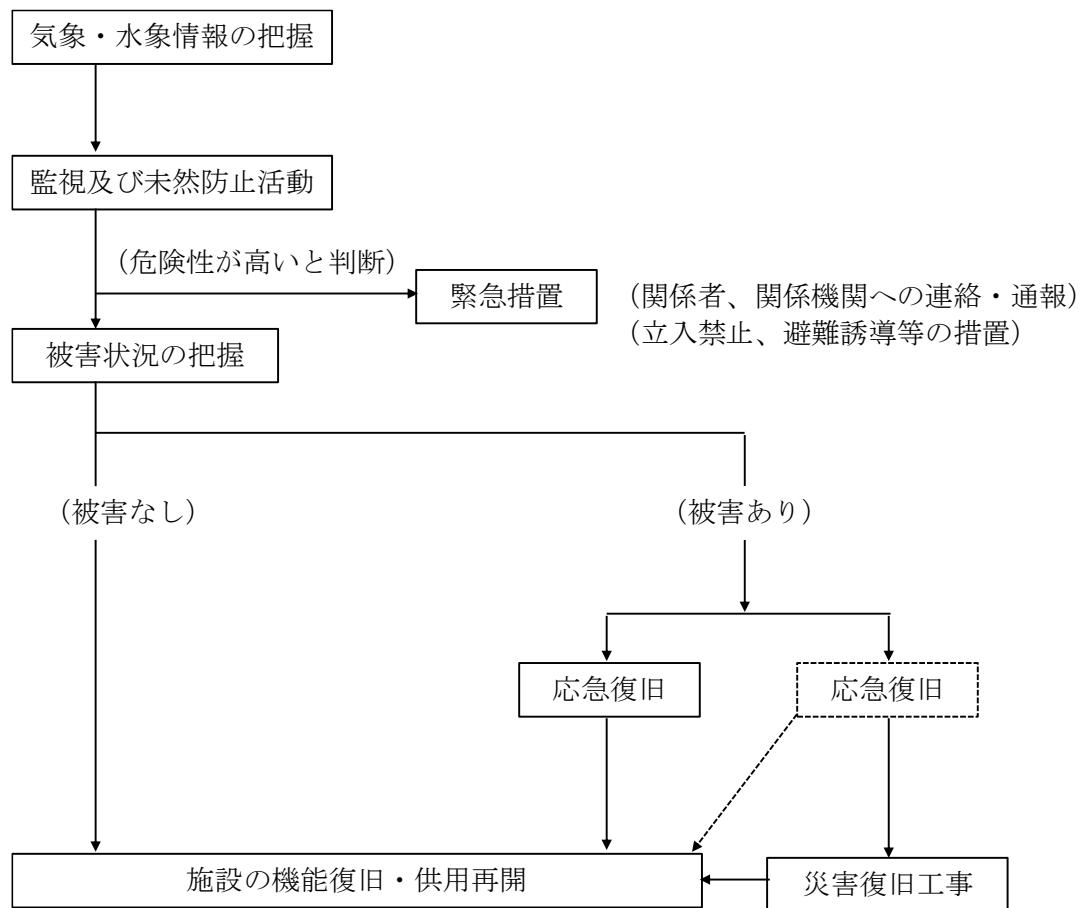
(4) 危険箇所についての住民避難

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 情報の流れ

震災対策編第3章第44節「農地・農業用施設等の応急対策」の「2 情報の流れ」を準用する。

3 業務の体系



4 業務の内容

震災対策編第3章第44節「農地・農業用施設等の応急対策」の「4 業務の内容」を準用する。

第47節 農林水産業応急対策

震災対策編第3章第45節「農林水産業応急対策」を準用する。

第48節 商工業応急対策

震災対策編第3章第46節「商工業応急対策」を準用する。

第49節 応急住宅対策

震災対策編第3章第47節「応急住宅対策」を準用する。

第50節 ボランティアの受入計画

震災対策編第3章第48節「ボランティアの受入計画」を準用する。

第51節 義援金の受入れ・配分計画

震災対策編第3章第49節「義援金の受入れ・配分計画」を準用する。

第52節 義援物資対策

震災対策編第3章第50節「義援物資対策」を準用する。

第53節 災害救助法による救助

震災対策編第3章第51節「災害救助法による救助」を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策計画

震災対策編第4章第1節「民生安定化対策計画」を準用する。

第2節 融資、貸付その他資金等による支援計画

震災対策編第4章第2節「融資、貸付その他資金等による支援計画」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧計画

震災対策編第4章第3節「公共施設等災害復旧計画」を準用する。

第4節 災害復興計画

震災対策編第4章第4節「災害復興計画」を準用する。